

中原区地域防災計画



令和2年 7月
中 原 区 役 所

中原区地域防災計画

目次

第1章	総則	2
1	基本方針	2
(1)	計画の目的	2
(2)	計画の目標	2
(3)	川崎市地域防災計画との関係	2
(4)	区民及び事業者の基本的責務	2
(5)	男女共同参画の視点への配慮	3
(6)	東日本大震災を踏まえた震災対策の見直し	3
2	区の概要	5
(1)	自然的条件	5
(2)	社会的条件	5
第2章	災害予防計画	5
1	防災組織体制	6
(1)	区本部	6
(2)	防災関係機関との連携	10
(3)	自主防災組織の活性化	10
(4)	企業との連携	11
2	地域防災拠点の活用	13
(1)	地域防災拠点	13
3	避難施設	14
(1)	広域避難場所	14
(2)	避難所	15
(3)	一時避難場所	15
(4)	避難施設の充実・強化	16
(6)	ペットの同行避難など	17
(7)	避難路の確認	17
4	緊急輸送体制	17
(1)	緊急交通路	17
(2)	緊急輸送道路	18
5	災害に強い地域づくり	19
(1)	区民啓発	19
(2)	自主防災組織	20
(3)	防災ネットワークづくり	21
(4)	防災訓練の実施	21

(5) 家庭における予防対策	22
(6) 高層マンションにおける予防対策等	23
(7) 武蔵小杉駅周辺における震災時の滞在者対策	23
(8) 近隣自治体との連携	24
6 中原区防災連携協議会の活動	24
(1) 中原区防災連携協議会の設置	24
(2) 各種部会の活動	24
7 災害に強い街づくり	25
(1) 建築物の耐震・不燃化の促進	25
(2) 倒壊・落下物防止等	25
(3) 河川災害の防止等	25
(4) がけ崩れの防止等	26
(5) 液状化の危険性の周知等	27
(6) 上下水道施設の安全対策	28
(7) 道路・橋りょう施設の安全対策	28
(8) 高潮の対策	29
8 災害時要援護者の支援	29
(1) 災害時要援護者避難支援体制の確立	29
(2) 災害時要援護者避難支援制度	29
(3) 災害時要援護者情報の活用	30
(4) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成	30
(5) 災害時要援護者の避難後の対策	30
(6) 外国人に関する対策	30
第3章 災害応急対策計画	31
1 区本部	31
(1) 区本部の設置	31
(2) 区本部の運営及び所掌事務	31
(3) 区本部の応援要請	33
2 情報の共有	36
(1) 情報の収集	36
(2) 情報の伝達	36
(3) 広報・広聴	36
3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）	37
(1) 消火活動	37
(2) 救助活動	37
(3) 応急手当	38
(4) 通報	38

4	避難対策	38
(1)	避難勧告等	38
(2)	避難勧告等の発令基準	39
(3)	避難勧告等の内容及び伝達方法	40
(4)	避難所の開設	40
(5)	避難の実施方法	41
(6)	避難所の運営（避難所運営本部）	41
(7)	帰宅困難者・一時的滞在者の支援	43
5	地域医療救護体制	44
(1)	区本部の役割	44
(2)	医療救護所の設置	44
(3)	市内病院の役割	44
6	物資の供給	45
(1)	給水	45
(2)	食料・生活必需品	46
(3)	救援物資の受入・配分	48
(4)	輸送計画	48
7	応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	48
(1)	応急危険度判定	49
(2)	被災宅地危険度判定	49
8	防疫・保健衛生	49
(1)	防疫体制の整備	49
(2)	環境・食品衛生対策等	50
(3)	保健衛生対策	50
9	ごみ・し尿処理	51
(1)	ごみ処理	51
(2)	し尿処理	51
(3)	災害用トイレ	51
10	行方不明者の捜索・御遺体の取扱い	51
(1)	行方不明者・御遺体の捜索及び発見	52
(2)	御遺体の取扱い	52
11	消防対策	53
(1)	警防体制	53
(2)	警防活動	53
12	警備活動	53
13	ライフライン・鉄道	53
(1)	電気（東京電力パワーグリッド株式会社）	53

(2) ガス（東京ガス株式会社）	54
(3) 上下水道（川崎市上下水道局）	54
(4) 電話（東日本電信電話株式会社）	54
(5) 鉄道	54
1 4 災害ボランティア	54
(1) ボランティアへの支援体制	55
(2) 連絡調整会議の開催	55
1 5 公共施設等	56
(1) 学校	56
(2) 市の管理施設	56
(3) 大規模集客施設	56
1 被災者への生活支援	57
(1) 生活相談	57
(2) 生活援護資金	57
(3) 罹災証明書の交付	57
(4) 市税減免等	58
2 被災者の住宅確保	58
第5章 東海地震に関連する対策計画	59
1 大規模地震対策について	59
2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置	59
(1) 震災警戒第1号体制（震災1号体制）	59
(2) 震災警戒第2号体制（震災2号体制）	59
3 警戒宣言時の対応措置	59
(1) 区がとるべき措置	59
(2) 防災関係機関がとるべき措置	59
(3) 区民がとるべき措置	59
4 混乱防止対策	60
5 事前対策の推進	61
(資料)	62
資料1 中原区自主防災組織一覧表	62
資料2 中原区避難所指定一覧表	64
資料3 風水害時避難所補完施設一覧表〔中原区〕	65
資料4 川崎市防災マップ 中原区版	67

中原区地域防災計画

第1章 総則

風水害及び地震等が発生した場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つですが、区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自発的な防災活動への参加をし、地域で互いを助け合う「共助」に努めることが重要です。

1 基本方針

(1) 計画の目的

区地域防災計画は、区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することで、区民の安全・安心な地域生活環境の整備を図ることを目的とします。

なお、この計画は震災及び風水害対策を中心に作成しますが、他の災害等においてもこれを準用することにより対応するものとします。

(2) 計画の目標

区地域防災計画の策定に当たっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時における区民の責務及び区役所等の責務を、区の特性を採り入れつつ区民に分かりやすく提示します。

(3) 川崎市地域防災計画との関係

区地域防災計画は、川崎市地域防災計画及び関係法令等との整合性・関連性を有するものとします。

(4) 区民及び事業者の基本的責務

ア 区民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、区民は風水害や地震に関する防災知識の習得に努め、相互に協力するとともに、市や区が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、防災体制の強化に寄与することが求められます。

平常時から建物等の安全対策や家具等の転倒・落下防止措置に配慮するとともに、家庭における食料・飲料水や非常用品等の備蓄に努めます。

また、区や地域等が行う防災訓練に積極的に参加し、地震等の災害が発生した場合には、出火防止や初期消火その他必要な応急措置をとれるよう備える必要があります。

イ 事業者の基本的責務

事業者は、災害の防止について、常に配慮するとともに、市や区が実施する防災に関する事業に積極的に協力し、その社会的責任に基づき、自らの責任と負担において防災に必要な体制の確立に努めます。

そのため、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転倒防止、屋外広告物の落下防止に積極的に取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震等の災害が発生した場合に応急措置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材を備蓄し、積極的に防災訓練を実施する必要があります。

また、災害時の駅周辺における滞留や混乱を防止するため、「むやみに移動を開始しない」を基本に、従業員等が一斉に帰宅することを抑制し、事業所内に留まることや、必要な備蓄に努めるとともに、地域住民と協力し周辺地域における防災活動を行うことが求められます。

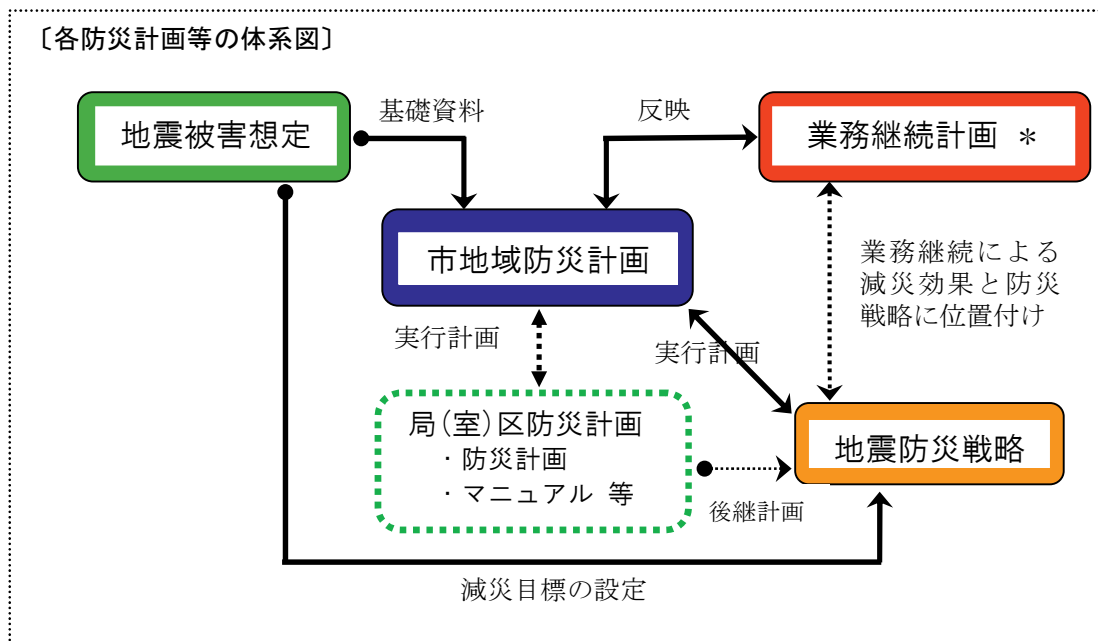
(5) 男女共同参画の視点への配慮

過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっています。

こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、区では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

(6) 東日本大震災を踏まえた震災対策の見直し

市では、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受けて、同年 6 月に学識経験者からなる川崎市防災対策検討委員会の中に「東日本大震災対策検討部会」を設け、地震被害想定調査、地震防災戦略及び備蓄計画等を見直すとともに、新たに臨海部防災対策計画及び津波避難計画を策定しました。これら防災計画を反映させ、臨海部の防災対策の強化、受援体制の構築、防災備蓄の推進など地域防災計画（震災対策編）の更なる拡充を図りました。



- * 業務継続計画は、地震防災戦略における行政としての減災施策の1つであり、あらかじめ災害対応業務及び優先度の高い業務を選定し、限られた人員や資器材等の資源を効率的に活用し、行政機能の継続と早期復旧を図るなど、地域防災計画の実行性を高める計画です。

2 区の概要

(1) 自然的条件

中原区は、市のほぼ中央に位置しており、北側を多摩川、東側を幸区、西側を高津区、南側は横浜市と接し、面積は14.81平方キロメートルで川崎市全体の約10パーセントを占めています。

横浜市との市境の丘陵部を除いてほとんどの地域が平坦な地形で広がっています。

(2) 社会的条件

区内は市街化の進展に合わせ、早くから道路・鉄道ともに幹線が整備され、東京・横浜・川崎のいずれの方向にも交通の便が良いことから、特にこれらが交差する小杉地区を中心に業務施設や商業施設の集積が進み、公共施設や医療施設も数多く立地しています。

また、ここ数年、武蔵小杉駅周辺では、広域的な都市拠点の形成に向けた市街地再開発事業等による新しいまちづくりが進められており、公共施設の駅周辺への再配置が進められるとともに、J R横須賀線武蔵小杉駅の開業や東口駅前広場の供用開始など、本市の新たな玄関口にふさわしい利便性の高い魅力あるまちとして変貌しています。

再開発地域などにある大型共同住宅の中には、住民同士がつながり合い、課題を発見、共有、解決していくための組織を持っていないところもあります。地域が抱える課題に対応していくためには、地域コミュニティを活性化し、区民が連携して活動できる環境づくりが求められています。

中原区の人口は、262,846人(※1)と7区の中で最も多く、市全体の約17パーセントを占めています。区民の平均年齢は41.1歳(※2)であり、65歳以上の人口割合である高齢化率は約15.3パーセント(※2)となっています。

※1 令和2年4月1日時点

※2 令和元年10月1日時点



第2章 災害予防計画

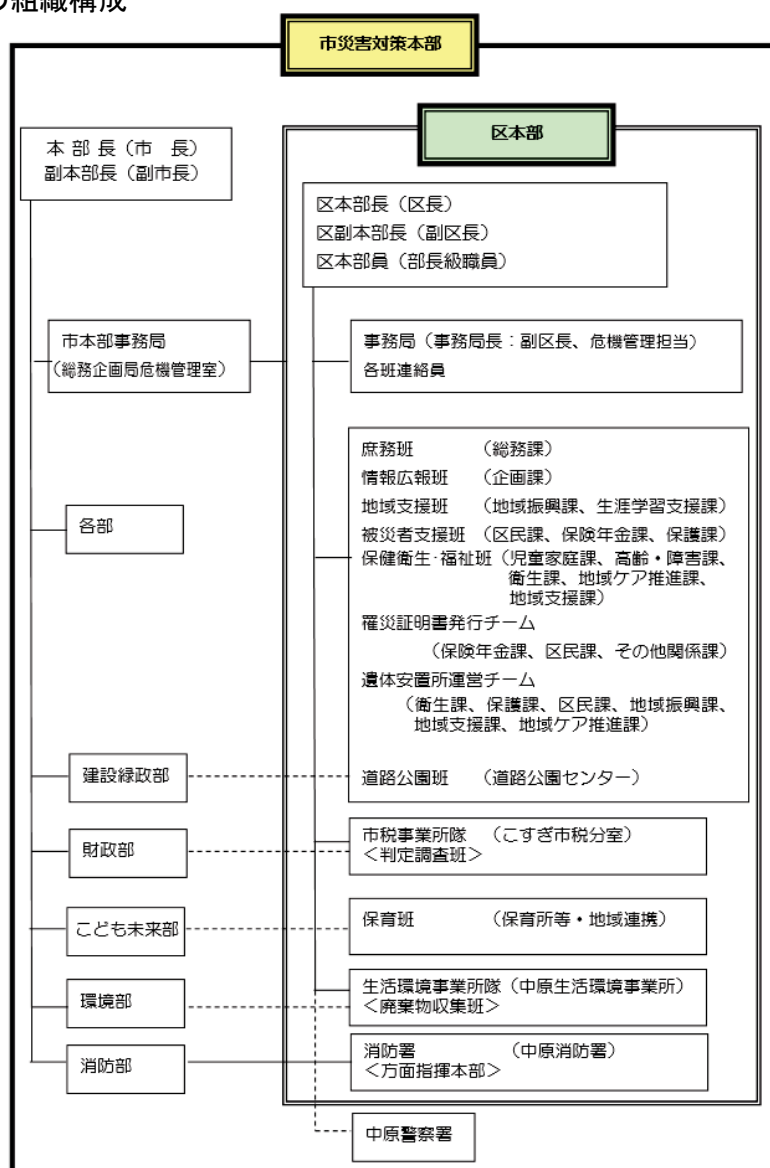
1 防災組織体制

(1) 区本部

中原区本部（以下「区本部」という。）は、区内で大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に区役所内に設置します。

区本部は、川崎市災害対策本部（以下「市本部」という。）を構成する機関で、参集した職員により、区役所の総合的な災害応急対策を推進するため、区においては、平時から次の組織体制に向けて、必要な準備を行います。

ア 区本部の組織構成



※ 区本部は、災害に対する応急活動等を実施します。その指揮・指示については、消防署は消防部、その他は区本部が行うものとします。ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要になり、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示した場合は、これを優先します。

イ 職員の動員区分及び動員基準（各要員及び基準）

(ア) 震災対策時の動員区分

a 区本部要員（参集場所：区本部）

各区役所において区本部及び同事務局を構成する職員。

※区本部要員：区本部長、区副本部長、区本部員、区連絡員、区本部事務局員

b 区業務継続要員（参集場所：各職場）

各区役所において、業務継続計画（震災対策編）に基づく非常時優先業務の遂行を担う職員。

c 避難所運営要員（参集場所：あらかじめ指定された避難所）

各避難所において住民や教職員と共に避難所運営に当たる職員。

d 区初動対応支援職員（参集場所：区本部）

夜間・休日などの区役所閉庁時に震度 6 弱以上の地震が発生した場合、30 分以内に区役所に参集し、区本部が構築されるまでの情報収集・伝達、区本部の設置を行う区庁舎から 2 km 以内に居住する職員

・区本部の配備体制及び基準

名称	基準	配備区分	参集
災害警戒体制	市内で震度 5 弱の地震があったとき (※)	指示を受けた 区本部要員 区業務継続要員 避難所運営要員	指示による参集 ※情報収集及び市民からの問合せ対応の強化
	市内で震度 5 強の地震があったとき (※)	区連絡員 3 名	自動参集
		指示を受けた 区本部要員 区業務継続要員 避難所運営要員	指示による参集 ※情報収集及び市民からの問合せ対応の強化
災害対策本部	市内で震度 6 弱以上の地震があったとき (※)	全職員	自動参集

※「市内で震度〇〇の地震があったとき」とは、市内観測所の1箇所以上で当該震度を計測したとき

・東海地震に関連する情報発表時

名称	基 準	配備区分	参 集
警戒本部 東海地震	注意情報発表時	区本部要員	自動参集
災害対策本部	予知情報発表時	区本部要員 区業務継続要員	自動参集
	警戒宣言発令時	上記以外の職員	指示による参集

・大津波警報・津波警報・津波注意報発表時

名称	基 準	配備区分	参 集
災害警戒体制	津波予報区「東京湾内湾」に 津波注意報が発表されたとき	指示を受けた 区本部要員 区業務継続要員	指示による参集
災害対策本部	津波予報区「東京湾内湾」に 津波警報が発表されたとき	区連絡員 3 名	自動参集
		上記以外の職員	指示による参集
	津波予報区「東京湾内湾」に 大津波警報が発表されたとき	全職員	自動参集

(4) 風水害対策時の動員基準

・区本部の配備体制及び基準

名称	基 準	動 員
災害警戒体制	警戒本部を設置するに至らない状況下で、大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	1号配備 又は 2号配備
区本部	大雨、洪水、大雪等の気象注意報・警報の1以上が発表され、台風又は集中豪雨等により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれ大きいとき その他市長が設置の必要を認めるとき	3号配備 以 上
区本部	大雨、暴風、大雪等の特別警報が発表されるなど、大規模な災害の発生が予測又は発生し、その対策を要すると認められるとき その他市長が設置の必要を認めるとき	4号配備 以 上

・動員対象の考え方

配備	体制	動員発令の目安	動員対象	区役所の応急活動内容例
1号動員 (大雨：浸水対応動員) (大雪：注意報レベル対応)	警戒体制	【大雨】・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合・水防警報が発表 【大雪】・大雪注意報が発表、かつ横浜地方気象台で3cm程度の積雪深を観測した場合、又は夜遅くから朝にかけて神奈川県東部で5cm以上の積雪が見込まれる場合	連絡員、道路公園班	連絡員 (危機管理室、応急活動要員、関係部署・機関等との連絡調整) 道路公園班 (【大雨】道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開、崖崩れ応急対策、道路・公園施設利用者の安全確保等) (【大雪】道路除雪対策計画に基づく除雪活動、道路・橋梁・河川等の被害状況の把握、警戒、監視、応急対策及び復旧、道路啓開等)
2号動員 (大雨：土砂災害警戒対応動員) (大雪：警報レベル対応)	警戒体制	【大雨】・大雨警報(土砂災害)が発表、又は横浜地方気象台が発表を見込んでいる場合 ・台風接近時は大雨注意報が発表 【大雪】・大雪警報が発表され、夜遅くから朝にかけて降雪のピークが見込まれる場合	上記の増強	
3号動員 (大雨：土砂災害・洪水による避難所開設レベル動員) (大雪：相当数の被害発生時の対応)	区本部	【大雨】・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、又は避難指示(緊急)を発令した場合、又は自主避難を呼びかける場合 【大雪】・複数の区で相当数の被害が発生した場合、又は被害の発生するおそれが非常に大きい場合	上記の増強に加え、大雨時は避難所管理要員	区本部設置体制 (庶務班、情報広報班、地域支援班、保健衛生・福祉班、被災者支援班、道路公園班、ほか必要な班)
4号動員 (災害対策本部設置準備動員)	区本部	【大雨】・台風又は集中豪雨等により、複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合 【大雪】・複数の区に渡って甚大な被害が発生した場合で、更に拡大する可能性がある場合	上記の増強に加え、区本部会議構成員	
5号動員 (総動員)	区本部	市内全域に被害が発生している場合	全職員	川崎市災害対策本部規程に定める事務分掌による

・風水害時の職員動員配置基準（※）

所 属	1 号配備	2 号配備	3 号配備	4 号配備	5 号配備
区役所 (道路公園センターを除く)	連絡員	5～10%	10～50%	50～80%	100%
道路公園センター	連絡員	5～20%	20～50%	50～80%	100%

※動員の目安であり、想定される避難所開設数等の状況により必要な動員数を確保する。

(2) 防災関係機関との連携

区長は、区内における防災関係機関等との連携の強化を推進し、区内の災害予防及び災害応急対策に努めます。（中原区に関連する主な機関名を記載しています。）

ア 神奈川県警察（中原警察署）

イ 指定地方行政機関

川崎国道事務所、京浜河川事務所、横浜地方気象台 など

ウ 指定公共機関

東日本旅客鉄道㈱、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、東京ガス㈱、日本郵便㈱ など

エ 指定地方公共機関

東京急行電鉄㈱、東急バス㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、(一社)神奈川県トラック協会、(公社)神奈川県LPガス協会、イツツ・コミュニケーションズ㈱ など

オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(一社)川崎建設業協会、(公社)川崎市病院協会、(公社)川崎市医師会、社会福祉施設管理者、学校法人、かわさき市民放送㈱ など

カ 住民組織

自主防災組織、町内会・自治会

(3) 自主防災組織の活性化

区民は、地域のことは地域で守るという考えに基づき、日常から防災意識の高揚及び知識の向上に努めるとともに、地域の自主防災組織の活動に積極的に参加して、災害に備えた防災活動に取り組みます。

なお、活動においては、男女のニーズの違いなどか男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進します。

中原区においては、主に各町会・自治会単位に108団体の自主防災組織が各種活動を行っています。（令和2年7月1日時点）

＜資料1：中原区自主防災組織一覧表・・・P.62＞

(4) 企業との連携

区内に事業所を設置している企業自らが立地する地域の安全確保に努めることは、企業市民としての責務であり、事業所の自衛消防組織等の育成に努めるほか、平常時から積極的に自主防災組織等、地域住民との連携を図り、周辺地域の被害を軽減するため、地域総ぐるみの共助体制の確立を図るものとします。

なお、従業員が安心して防災対応、業務の継続ができるよう家族との安否確認体制の整備、3日分以上の備蓄等についても推進するものとします。

さらに、発災後には「むやみに移動しない」という基本原則のもとに、一定期間従業員を収容できる体制を整備するものとします。

市では、平成22年2月から川崎市防災協力事業所登録制度を開始し、企業との連携を進めています。（令和元年5月31日時点）

事業所名	所在地	平常時における協力内容	災害時における協力内容	登録日
(株)光陽電業社	新丸子東 2-905-2	地域の防災訓練、防災に関する会合への参加等	資機材の貸出、一時避難場所の提供	平成22年 5月31日
(株)ヨシナガ工業	木月住吉町 12-1	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等への参加	初期消火、救護活動、飲料水・日用品・一時避難場所の提供等	平成24年 10月5日
川崎緑土(株)	小杉御殿町 1-722-5	地域の防災訓練、防災に関する会合への参加	避難誘導、資機材を用いた救助活動、一時避難場所の提供等	平成24年 11月27日
信号器材(株)	市ノ坪 160	地域の防災訓練、防災に関する会合への参加等	初期消火、救護活動、食料品等の提供、資機材の貸出等	平成25年 8月27日
(株)織戸組	田尻町 61	地域の防災訓練、防災に関する会合への参加等	初期消火、救護活動、食料品等の提供、仮設トイレの貸出等	平成25年 10月18日
(有)トータルビルサービス	下小田中 3-3-28	清掃活動等の地域活動への参加	初期消火、避難誘導、資機材の貸出、一時避難場所の提供	平成26年 2月4日
川崎信用金庫	(武蔵小杉支店)小杉町 3-600 1F		寝具(毛布、エアーマット)の提供、一時避難場所(駐車場)の提供	平成26年 3月19日
	(新城支店)新城 1-2-2			
	(宮内支店)宮内 2-25-10			
	(向河原支店)下沼部 1748-6			
(株)アンフィニー	下小田中 4-17-7-401	清掃活動等の地域活動への参加	初期消火、避難誘導、飲料水・日用品・一時避難場所の提供	平成27年 1月16日
(株)ジェクト	上小田中 6-20-2	地域の防災に関する会合等への参加・清掃活動等の地域活動への参加	技術者の派遣(応急危険度判定士等)、日用品の提供・貸出、井戸水・資機材の提供・貸出、一時避難場所の提供	平成27年 10月27日

事業所名	所在地	平常時における協力内容	災害時における協力内容	登録日
島田工業(株)	上丸子山王町 1-878	地域の防災訓練への参加	食料品・飲料水・日用品の提供・貸出	平成 28 年 8 月 23 日
NEC ネットエス アイ(株)防災・交通 システム事業部	下沼部 1753	地域の防災に関する会合等への参加	飲料水の提供	平成 29 年 1 月 4 日
日本電気(株) 玉川事業場	下沼部 1753	地域の防災に関する会合等への参加	一時避難場所の提供	平成 29 年 1 月 5 日
(株)アイ・ピー・エス	上丸子八幡町 816-12	地域の防災訓練への参加	技術者の派遣、物資提供(アルカリ電解水)、一時避難場所の提供	平成 29 年 7 月 24 日
重田造園土木(株)	上丸子山王町 1-1407	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等への参加等	初期消火、避難誘導、資機材を用いた救出活動、資器材の貸出、一時避難場所の提供等	平成 30 年 12 月 19 日
(株)重田組	上丸子山王町 1-1407	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等への参加等	初期消火、避難誘導、資機材を用いた救出活動、資器材の貸出、一時避難場所の提供等	平成 30 年 12 月 19 日
富士通(株) 川崎工場	上小田中 4-1-1	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等への参加等	飲料水の提供、仮設トイレの提供、消火ホースキット・AEDの貸出	平成 31 年 1 月 28 日
(株)岡田電設	木月住吉町 28-27	地域の防災訓練、防災に関する会合等への参加等、発電機操作講習等	資機材を用いた救出活動、資器材の貸出等	平成 31 年 3 月 26 日
最上テック(株)	下沼部 1980	地域の防災訓練、防災に関する会合への参加等	初期消火、負傷者の救護活動、負傷者の搬送、障害物の除去、資器材の貸出等	平成 31 年 4 月 18 日
(株)玉川設備	下沼部 1916		避難誘導、日用品の提供・貸出	令和元年 5 月 31 日
ドウキョウビー フィット(株)	新城 3-1-1-16-303	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等への参加等	負傷者の救護活動、資機材を用いた救出活動	令和元年 5 月 31 日
川崎中部建設労働組合	今井上町 1-22	地域の防災訓練、防災に関する会合・清掃活動等の地域活動への参加、住宅デーにおける防災活動の啓発	資機材を用いた救出活動、技術者の派遣、日用品・仮設物・資機材の提供・貸出	令和元年 5 月 31 日
(有)さくら建設	上丸子八幡町 607		初期消火、食料品・飲料水の提供	令和元年 6 月 21 日
(株)坂下電業社	上丸子八幡町 587	地域の防災に関する会合等への参加、地域活動に対する事業所等の施設の提供	初期消火、障害物の除去、資機材、駐車場	令和元年 9 月 13 日
東邦電業(株)	上平間 293	地域の防災訓練への参加	初期消火、避難誘導、駐車場	令和元年 11 月 11 日
(株)川崎みらい緑化	上新城 1-11-12	地域の防災訓練・会合・清掃活動等の地域活動への参加、地域活動に対する事業所等の施設の提供	初期消火、避難誘導、資機材の貸出、その他の防災・救援活動、独自の取組	令和 2 年 1 月 9 日
(株)ミカゼ	中丸子 267-3	地域の防災訓練への参加	飲料水の提供、資機材の貸出	令和 2 年 5 月 12 日
(株)井上工務店	宮内 2-8-1	地域の防災訓練・会合・清掃活動等の地域活動への参加	初期消火、障害物の除去、食料品・飲料水の提供、仮設物の貸出	令和 2 年 5 月 14 日

2 地域防災拠点の活用

(1) 地域防災拠点

災害発生時における災害対策の迅速、的確な対応を行うため、区内の市立中学校8校を地域防災拠点として位置付けており、この拠点には、避難受入・保護（避難所）、物資備蓄、応急医療救護、情報収集伝達等の機能を持たせています。

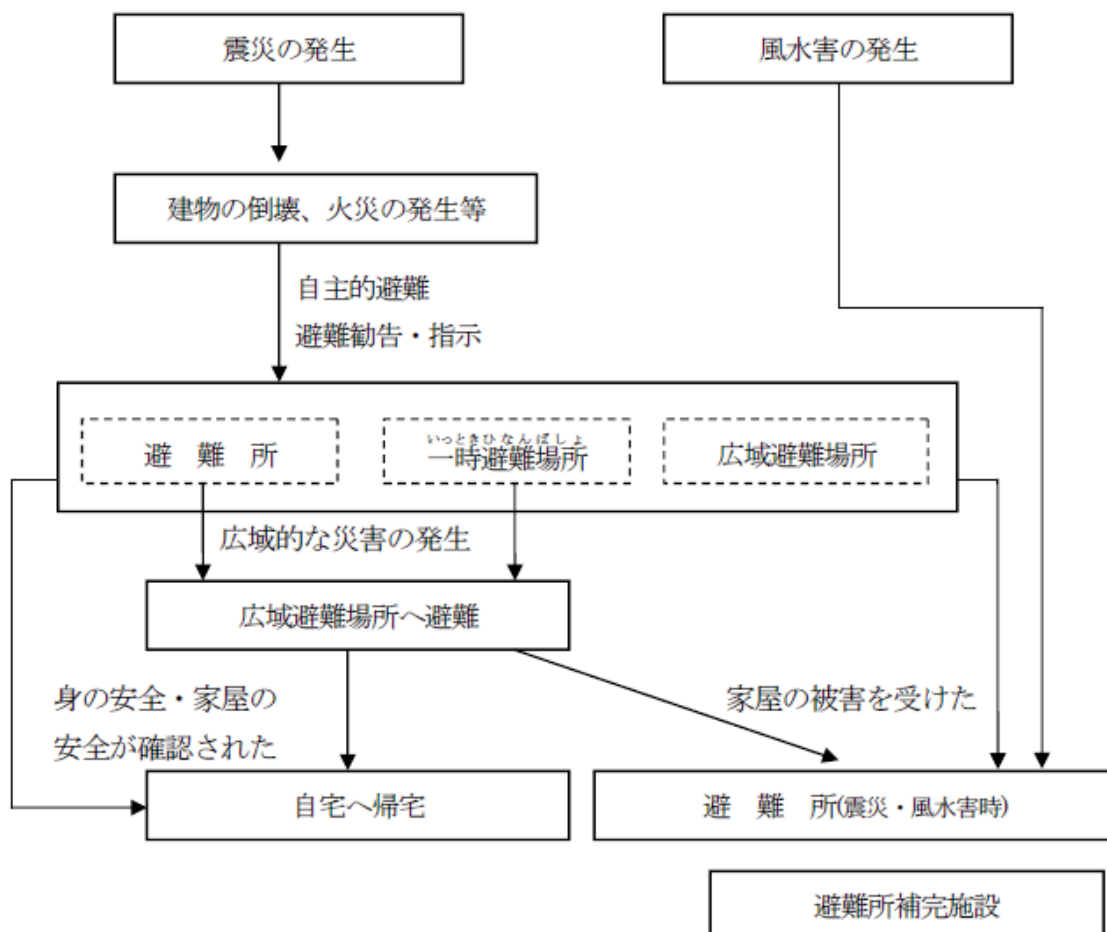
<中原区の地域防災拠点一覧>

中学校名	所在地	拠点内避難所
平 間	上平間1368	古市場小、下河原小、平間小
玉 川	中丸子562	玉川小、下沼部小、橘高校
住 吉	木月住吉町27-1	荏宿小、木月小、東住吉小
井 田	井田杉山町11-1	井田小、下小田中小
今 井	今井仲町7-1	今井小、住吉小、（小杉小）
中 原	小杉陣屋町1-24-1	上丸子小、西丸子小、小杉小
宮 内	宮内4-13-1	中原小、宮内小
西 中 原	下小田中2-17-1	大戸小、新城小、大谷戸小、豊学校

※小杉小学校は2つの中学校区にまたがっているが、主は中原中学校区とする。

3 避難施設

災害が拡大し、区民の生命及び身体に危険が迫った場合において、区民の安全を確保するためにあらかじめ避難所、一時避難場所（いっときひなんばしょ）及び広域避難場所を指定しています。



（緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所で、災害の種類ごと（「洪水」、「崖崩れ、土石流及び地すべり」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火事」、「内水氾濫」、「火山現象」）に、市内の市立小中学校等や広域避難場所の中から指定します。市は、新たに緊急避難場所を指定したときには、公示等を行い、広く市民への周知に努めます。）

(1) 広域避難場所

震災又はその二次災害等により、広域にわたって大きな被害が予測される場合、被害から逃れるための必要な面積を有する公園、緑地、グラウンド等で、中原区では4箇所が指定されています。

広域避難場所は、地震等による家屋の倒壊及び火災の危険な状況が解消されるまでの間避難する場所です。

＜中原区内の広域避難場所＞

施 設 名	所 在 地
多 摩 川 緑 地	中原区内の多摩川河川敷
等 々 力 緑 地	等々力 1－1
中 原 平 和 公 園	木月住吉町 3 3－1
リハビリテーション福祉センター	井田 3－1 6－1

＜資料 4：川崎市防災マップ 中原区版・・・（P. 6 4）＞

(2) 避難所

災害による被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者が避難するところとして避難者を一時受入、保護し、生活機能の確保をする施設です。中原区では、29箇所（市立小・中学校、橘高等学校、聾学校）が避難所に指定されています。

＜資料 2：中原区避難所指定一覧表・・・P. 6 1＞

(避難所補完施設)

住民が容易に避難できるよう地域の実情に応じて、公共施設、町内会館等の民間施設から避難所を補完する施設を確保し、風水害時には、災害発生(危険)箇所、避難所の位置、収容人員等を考慮して、緊急性や危険度から判断の上、一時使用します。

＜資料 3：風水害時避難所補完施設一覧表・・・P. 6 2＞

いっときひなんばしょ

(3) 一時避難場所

災害から身の安全を図るため、一時的に避難する場所（近くの公園や空き地、協定等により確保した場所）です。

○グラウンド等の場所（一時避難場所）

名 称	所在地	内 訳	協定日
J Xホールディングス(株) ENEOS とどろきグラウンド	等々力 1 8－1	硬式野球グラウンド、テニスコート、雨天練習場、クラブハウス	平成 25 年 1 月 17 日
法政大学第二中・高等学校 総合体育棟（東棟）	木月大町 6－1	総合体育棟（東棟）	平成 31 年 1 月 21 日

○施設等

名 称	常 置 場 所	所 有 者	協定日
バルーンシェルター	等々力 1 8－1 (ENEOS とどろきグラウンド内)	J X 日鉱日石エネルギー(株)	平成 25 年 1 月 17 日

(4) 避難施設の充実・強化

ア 学校施設の耐震化及び機能向上

市立小・中・高等学校の耐震診断を行い、対策が必要な学校については、耐震補強工事や大規模改修工事を実施しました。併せて体育館のガラスの飛散防止措置を行いました。

また、高齢者や障がい者などが安全に生活できるよう、多機能トイレの設置や施設内のバリアフリー対策に努めます。さらに、避難者が情報入手できるようテレビアンテナや緊急地震速報対応ラジオの整備を行っています。

イ 情報受伝達手段等の整備

区本部との情報受伝達手段として、260MHz（メガヘルツ）帯デジタル防災行政無線の整備を行っています。また、地域防災拠点及び避難所に避難してきた区民に対して災害情報を伝達するため、学校への屋外受信機等の整備を行っています。さらに、避難所に避難してきた区民等の状況、安否等の情報管理など災害に関する情報の受伝達手段として、総合防災情報システムを整備します。

ウ 特設公衆電話の整備

避難者が無料で使用できる災害時優先電話の電話回線と必要な機器の整備を行っています。

エ 備蓄機能の強化

区役所は、地域の特性に応じ、必要最低限の食料品、生活必需品、防災資器材等を地域防災拠点である中学校を中心に分散備蓄するとともに、小学校等の避難所でも一時的余裕教室等又は空地を利用して、備蓄倉庫を整備又は設置し、収納可能な範囲でアルファ化米、飲料水、毛布、簡易トイレ、発電機等の備蓄を行います。

その他の備蓄物資については、各区にある備蓄倉庫又は各局の確保する備蓄倉庫に備蓄し、円滑に管理・保管を行います。

<中原区内の備蓄倉庫>

倉庫名	所在地
中原区備蓄倉庫	下小田中2-9-1（道路公園センター内）
中原区役所備蓄倉庫	小杉町3-245
等々力公園備蓄倉庫	等々力1-1（等々力陸上競技場内）
国際交流センター備蓄倉庫	木月祇園町2-2

中部学校給食センター備蓄倉庫 上平間1700-8

(5) 避難所運営会議

避難所ごとに区民と区役所とが連携して、避難所の管理運営を行う必要があるため、自主防災組織を中心に施設管理者、PTA等で避難所運営会議を構成し、避難所の業務について、それぞれの役割の確認を行います。

また、避難所の運営を的確に行うために、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成します。

なお、被災時の男女のニーズの違いなど、それぞれの視点からの配慮が必要であることから、避難所運営会議への女性委員の積極的な参画を推進します。

(6) ペットの同行避難など

市内では、約6万頭の犬が登録されており、猫についても同数程度飼養されていると推測されます。環境省が平成25年6月に発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を受けて、川崎市でも平成27年3月にペットとの同行避難や平常時の備え、避難所での対応などについてまとめたガイドライン「備えていますか？ ペットの災害対策」を作成するとともに、区役所窓口にて「ペットの飼い主のための防災手帳」の配布を行います。

(7) 避難路の確認

区役所は、防災マップ等を配布して避難所等を区民へ周知し、区民が日頃から避難路を確認し、災害時に安全かつ速やかに避難できるよう、啓発します。

4 緊急輸送体制

震災時における救助や救急活動、消火活動及び救援物資の輸送等を効率的かつ円滑に実施するため、隣接する他都市との整合性を勘案し、緊急交通路等を確保します。

(1) 緊急交通路

緊急交通路は、震災時における救助や救急活動、消火活動等に使用する緊急通行車両のみの通行に限定される道路であり、県公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づき指定しています。震災時に緊急交通路に指定される区内の路線は次のとおりです。震災時にはこうした緊急交通路以外であっても車両の使用を控えましょう。

<区内の緊急交通路指定想定路線とその区間>

緊急交通路線名	区 間
国道466号（第三京浜道路）	東京都境から横浜市境までの間
国道409号（県道川崎府中線を含む。）	大師河原交差点から東京都境までの間
県道2号 東京丸子横浜線（綱島街道）	東京都境から横浜市境までの間
県道14号 鶴見溝口線（尻手黒川道路）	横浜市境から高津交差点までの間
県道45号 丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）	東京都境から横浜市境までの間

(2) 緊急輸送道路

市は、震災時に被災者が避難するため及び医薬品・食料・飲料水等の緊急物資の搬送を速やかに実施するための道路を緊急輸送道路に指定しています。

ア 第1次緊急輸送路線

規模の大きい幹線道路や一般国道からなる広域的ネットワークの重要路線で、他の道路に先駆けて優先的に通行の確保をする路線で、区内の該当路線及び区間は前段の「(1)緊急交通路」表中から国道466号を除いた4路線です。

イ 第2次緊急輸送路線

第1次緊急輸送路線を補完し、地域内での災害救助活動等に使用する路線で、区内の該当路線及び区間は次のとおりです。

<区内の第2次緊急輸送路線及び区間>

路 線 名	区 間
主要地方道 幸多摩線	国道409号～世田谷町田
県道 大田神奈川線	東京都境～横浜市境
市道 川崎駅丸子線	国道409号(下平間交番交差点～小杉御殿町交差点)
市道 小杉菅線	国道409号(小杉御殿町交差点)～鶴見溝口
市道 荏宿小田中線	法大グラウンド～宮内新横浜
市道 宮内新横浜線	国道409号～子母口綱島
市道 井田20号線	鶴見溝ノ口～井田病院
緊急用河川敷道路	多摩川河川敷

川崎市域緊急交通路及び緊急輸送道路指定路線図



(3) 緊急通行車両等の確認

区役所は、大地震が発生し、交通規制が行われた場合に災害応急対策等に使用するため区役所配備車両について、県公安委員会への使用の申し出、その確認並びに緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるために、緊急通行車両等確認の事前手続を行い、事前届出済証の交付を受けています。

5 災害に強い地域づくり

災害による被害を最小限に止め、被害の拡大を防止するためには、区民の防災知識に基づく行動力が必要であるため、防災知識の普及活動及び防災訓練の実施など地域の防災体制の推進を図ります。

(1) 区民啓発

区役所は、子どもから大人までのあらゆる年齢層の区民に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図ります。

中原区では、地域情報発信の取組として、「なかはらメディアネットワーク」を立ち上げ、テレビ・ラジオ・WEB・季刊誌など民間の各種地域メディアと連携を図っています。なお、市では、外国人市民に対する防災意識の普及・啓発を行い、防災行動力の向上を図るため、防災啓発広報紙「備える。かわさき」の多言語版（英語・中国語・韓国語・朝鮮語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語）と、やさしい日本語版をホームページに掲載し、周知を行っています。

ア 啓発方法

- (ア) 市民地震防災デー（毎月15日）による啓発
- (イ) 市政だより、防災啓発冊子、パンフレット等による啓発
- (ウ) 防災講演会、ぼうさい出前講座、防災ライブラリーによる啓発
- (エ) 各種イベント及び区防災コーナーの活用
- (オ) 川崎市ホームページ（防災情報ポータルサイト等）での啓発
- (カ) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアの活用

イ 啓発内容

- (ア) 地震及び津波に関する基礎知識
- (イ) 風水害に関する基礎知識
- (ウ) 災害時にとるべき行動
- (エ) 災害に対する備えと心構え
- (オ) 避難所の周知
- (カ) 災害情報の入手方法
- (キ) 防災対策

(2) 自主防災組織

区民は、地域住民の連帯に基づく自主防災組織の活動の充実に努め、区役所は、自主防災組織の育成強化を図ります。

ア 自主防災組織の活動

(ア) 自主防災組織の基本的活動

(平常時)

- ・地域住民への防災知識の普及
- ・防災訓練の実施
- ・協働による自主防災組織の活性化
- ・防災資器材等の備蓄・整備

(災害時)

- ・災害応急活動に関する情報の収集及び伝達
- ・救出活動（支援）
- ・初期消火活動
- ・応急救護活動
- ・避難所運営

(イ) 防災知識・技能の普及

(ロ) 他の防災関係機関との連携

イ 自主防災組織の活性化の推進

(ア) 区自主防災組織連絡協議会の育成支援

区役所は、区内防災活動の一体化・統一性を図る軸となる区自主防災組織連絡協議会の育成を支援し、自主防災組織の活性化を推進します。

(イ) リーダー等養成研修

区役所は、自主防災組織の核となるリーダーを対象に研修会を開催し、自主防災組織の充実・強化を図ります。

(ロ) 防災資器材の備蓄場所の確保

区役所は、防災資器材の備蓄場所を確保できない自主防災組織に対して、可能な限り備蓄場所の確保に協力します。

(エ) 防災資器材購入及び防災訓練等への助成

区役所は、自主防災組織の防災資器材の購入及び防災訓練・防災啓発活動に対する市の助成制度が有効に活用されるよう支援します。

(オ) 地域防災活動への助成

区役所は、区自主防災組織連絡協議会と連携し、避難所を拠点とした地域の活動（避難所運営会議、避難所運営訓練、広報、研修等）に対する助成制度を活用して、地域防災体制の充実・強化を推進します。

(カ) 公園の防災機能強化

川崎市地域防災計画では、身近な公園は一時避難場所として位置づけられてい

ます。公園を活用した防災機能のさらなる充実に向けて、市では平成27年4月、自主防災組織が公園に防災用資器材保管庫を設置する際の基準を緩和し、設置可能な公園面積を千平方メートルから500平方メートルに、1つの自治防災組織が設置できる公園数を最大2か所に変更しました。

(3) 防災ネットワークづくり

区役所は、地域に密着した防災体制づくりを推進するため、地域防災拠点内の各避難所運営会議の代表者で構成する防災ネットワーク連絡会議の活動を支援します。

この会議は、平常時から各避難所運営会議の活動についての協議・情報交換などを行い、災害時には各避難所運営についての協議・情報交換などを行います。

＜防災ネットワーク一覧＞

防災ネットワーク名	避難所名	防災ネットワーク名	避難所名
平間中学校区	平間中学校	今井中学校区	今井中学校
	下河原小学校		今井小学校
	平間小学校		住吉小学校
	古市場小学校		(小杉小学校)
玉川中学校区	玉川中学校	中原中学校区	中原中学校
	市立橘高校		上丸子小学校
	玉川小学校		西丸子小学校
	下沼部小学校		小杉小学校
住吉中学校区	住吉中学校	宮内中学校区	宮内中学校
	木月小学校		宮内小学校
	荏宿小学校		中原小学校
	東住吉小学校	西中原中学校区	西中原中学校
井田中学校区	井田中学校		大谷戸小学校
	下小田中小学校		大戸小学校
	井田小学校		新城小学校
			市立豊学校

※小杉小学校は2つの中学校区にまたがっているが、主は中原中学校区とする。

(4) 防災訓練の実施

区役所、区民及び防災関係機関は、相互の連携を強化し、災害時に的確な災害応急活動を行うこと、及び区民一人ひとりの防災意識の向上を図ることを目的に防災訓練を実施します。

ア 川崎市総合防災訓練（九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民）

9月1日の「防災の日」を含む「防災週間」（8月30日～9月5日）中に市内全

域を対象として、九都県市、相互援助協定市、防災関係機関及び地域住民と一体となって、震災対策を中心とした総合的な防災訓練を実施します。

イ 中原区総合防災訓練

区では、毎年複数回、区民、企業、防災関係機関等と連携し、地域の特性に応じた実践的な訓練を実施します。

ウ 行政、防災関係機関、自主防災組織等の訓練

(ア) 区役所の訓練

区本部設置訓練、情報受伝達訓練等を実施します。

(イ) 防災関係機関の訓練

各種防災計画・マニュアルに基づいた訓練を実施します。

(ウ) 自主防災組織の訓練

「自助」「共助」という防災の基本に即した訓練を実施します。また、災害時要援護者の保護に配慮した訓練とします。

(エ) 避難所運営会議の訓練

災害時に安全・安心な避難所を立ち上げるため、各避難所の課題に即した避難所運営訓練を実施します。

(オ) 事業所等の訓練

顧客、従業員等の安全確保及び設備等の防護措置に重点を置いた訓練を各種防災計画・マニュアルに基づき実施します。

(5) 家庭における予防対策

ア 家庭内備蓄等

大地震等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、焼失により、区民は生活に支障をきたす事になります。市は災害に備え、地域防災拠点等に食料等を備蓄していますが、それらでは限りがあり、さらに、救援物資を被災者に配布するのにも数日かかることが予想されます。そのため、区民は、災害時に備えて、家庭内備蓄や非常持出品の準備に努めなければなりません。

なお、家庭内備蓄や非常持出品については、定期的に賞味期限や使用期限を確認して、適切に管理しましょう。

(ア) できるだけ7日分以上の備蓄品

飲料水（1人1日3リットル）、保存食品（お米、パックの御飯、乾麺、カップラーメン、缶詰等）、乳幼児の粉ミルク・離乳食、その他必要とするもの

(イ) 非常持出品

ラジオ、懐中電灯、貴重品、医薬品、雨具、防寒具等家族の構成を考えて、必要に応じた物を用意します。

(ウ) 情報の取得

市から出される防災気象情報から、正確な情報を早く知り適切に判断することが大切です。防災気象情報は、次の方法により入手できます。

＜川崎市防災気象情報URL＞

パソコン用 <http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用 <http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

＜メールニュースかわさき登録用メールアドレス＞ ＊電子メール配信サービス

空メール（件名及び本文不要）を送信してください。

パソコン用 mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

携帯電話用 mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

イ 家屋の安全対策

(ア) 家具の転倒及び落下物の防止対策

日頃から家具類の配置や転倒防止処置によって、家の中に安全な空間を確保しておき、落ちると危険な物は家具の上など高い所には置かないようにします。

(イ) 家屋周辺（ブロック塀、排水溝の日常的な清掃等）の対策

ブロック塀は、ひび割れ等の点検を行い、危険な箇所の修理・補強を行います。また、風水害時に排水が速やかに行われるよう自宅周辺の側溝に泥やごみが詰まっていないか点検します。

(6) 高層マンションにおける予防対策等

高層マンション（高層住宅）は、一般的には耐震性や耐火性に優れ、大地震においても比較的安全と考えられますが、地震動によりエレベーターや電気、上下水道などのライフラインが停止すると、居住者は上下移動が困難になり生活に支障をきたすことがあります。このため、高層マンション居住者の家庭内備蓄は、一般住宅等居住者よりも多めにしましょう。

市は、東日本大震災の経験を踏まえ、平成24年3月30日に「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を制定し、10階以上（除く地階）の共同住宅における震災対策用施設として「防災整備スペース」と「防災対応トイレ」の設置を推進・誘導しています。

(7) 武蔵小杉駅周辺における震災時の滞在者対策

大規模な地震が発生した場合、大都市の交通結節点周辺では避難者や帰宅困難者などの滞在者による混乱が予想されます。

5路線が交わる武蔵小杉駅では、まちの魅力が高まる中、鉄道利用者は増加を続け（1日48万人、10年で4割増）、災害時のリスクも高まっています。

そこで、帰宅困難者など駅周辺の安全確保に向け、国や市など行政機関と鉄道事業者など民間事業者が連携して共通の目標や取組むべき役割を定めた「武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画」を平成28年3月に策定しています。

＜主な内容＞

- 現状の分析（地域特性、災害時想定、これまでの取組）
- 今後の取組内容と主な実施主体
- 災害時の対応（情報の伝達、発災後の行動フロー、誘導のポイント）
- 計画の推進体制、訓練の実施 など

(8) 近隣自治体との連携

本市では、大規模地震等に対する災害対応力を高めるため、近隣自治体間の連携を強化しています。平成 26 年 12 月には、川崎市は世田谷区との間で災害対策の相互連携などを含む連携・協力に関する包括協定を締結し、災害時の応急対策、復旧・復興対策など相互協力体制の検討、平時における情報交換・研修等に取り組みに向けた環境作りを進めています。

6 中原区防災連携協議会の活動

(1) 中原区防災連携協議会の設置

東日本大震災の発生を教訓に、中原区の防災力向上に向けて防災に関する必要な事項の検討と情報の共有化を図るため、区内の関係団体で構成する中原区防災連携協議会を、平成 25 年 3 月に設置しました。

＜構成団体＞

中原区町内会連絡協議会、中原区町内会婦人部連絡協議会、中原区自主防災組織連絡協議会、医療・福祉関係機関、公共機関（交通、教育、施設）、ライフライン事業者、運輸・輸送事業者、防災協力事業所、その他関係機関・団体 等

(2) 各種部会の活動

連携協議会には、地域防災、帰宅困難者、医療・救護ネットワーク、福祉及び運輸・輸送の 5 部会を設け、それぞれの課題に対する協議・検討を進めています。



7 災害に強い街づくり

(1) 建築物の耐震・不燃化の促進

ア 一般建築物（木造住宅等）

市所管局は、各種補助、融資等の支援制度について区役所を通じ、パンフレット等を利用し区民に周知し、区民がその制度を活用することにより木造住宅等の耐震・耐火を促進します。

- (ア) 木造住宅耐震診断士派遣制度（まちづくり局）
- (イ) 木造住宅耐震改修助成制度（まちづくり局）
- (ウ) マンション耐震診断事業費用助成制度（まちづくり局）

イ 公共建築物

区役所をはじめ各施設の管理者は、災害時において拠点施設となる施設の地震対策が必要なため、施設の調査等を行い、総合的な安全対策を講じます。

(2) 倒壊・落下物防止等

市所管局は、建築物の窓ガラス、外壁、ブロック塀の倒壊や広告物の落下は、多くの人命を危機にさらすだけでなく、避難・消防・救援活動の障害となるため、危険なものに対する改善指導などの対策を行います。

(3) 河川災害の防止等

市内を流れる多摩川と鶴見川の2つの水系の河川は、地盤の高さが河川水位より低いところはほとんどないが、地震による護岸の沈下や風水害に備え、国や市において河川及び放水路の整備を計画的に行います。また、浸水深別想定や洪水予報の伝達方法、避難場所など、災害に役立つ情報を記載した「洪水ハザードマップ」を作成しています。

市から出される防災気象情報から、正確な情報を早く知り適切に判断することが大切です。防災気象情報は、次の方法により入手できます。

<川崎市防災気象情報URL>

パソコン用 <http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

携帯電話用 <http://kishou.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>

<メールニュースかわさき登録用メールアドレス> *電子メール配信サービス

空メール（件名及び本文不要）を送信してください。

パソコン用 mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

携帯電話用 mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp

(4) がけ崩れの防止等

平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害では、土石流などによる死傷者を含む甚大な被害が生じたことから、その予防や避難対応などの必要性が再認識されています。区役所は、土砂災害を防止するため、関係法令等に基づき、指導・規制及び警戒避難体制の整備を行っています。また、県等の関係機関と急傾斜地崩壊危険区域等の情報の共有化に努めるとともに、区民に土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域等を周知します。さらに、がけの所有者に対して、がけ崩れを誘発するような行為の防止についての広報を行うほか、がけ崩れ等の宅地災害を防止するための融資制度の周知など、がけ地の改善を促進します。

ア 土砂災害警戒区域の基準（急傾斜地の崩壊）

市内には、次の土砂災害警戒区域の基準に合う区域が 763 区域あります。

- ① 傾斜度が 30 度以上であって、高さが 5m 以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が 10m 以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの 2 倍以内の区域（最大 50m）

「土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律」に基づき神奈川県により指定され、区内では、平成 26 年 4 月 18 日に木月 4 丁目の一部が追加され、現在 8 区域が指定されています。

当該区域の住民、建物及び町内会（自主防災組織代表者）に対しては、「土砂災害ハザードマップ」を配布し、危険箇所の認識と情報の伝達方法や避難に関する情報を周知しています。なお、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は財産に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる「土砂災害特別警戒区域」については、現在、県と市が指定に向けて準備を行っています。

<中原区の土砂災害警戒区域一覧>

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田 2 丁目 1 井田 2 丁目 2 井田 2 丁目 3 井田 2 丁目 4 井田 3 丁目 1 井田 3 丁目 2 井田 3 丁目 3 木月 4 丁目 1	井田 1 丁目、 井田 2 丁目、 井田 3 丁目、 木月 4 丁目 地内の一部	急傾斜地の崩壊

※土砂災害ハザードマップ（幸区・中原区版）参照

イ 急傾斜地崩壊危険区域

市内には、急傾斜地（傾斜度が 30 度である土地）の高さが 5m 以上のもので、急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの又は、官公署、学校、病院等に危険が生じるおそれがある区域が 102 箇所あります（平成 29 年 3 月 31 日現在）。

<中原区の急傾斜地崩壊危険区域一覧>

区域の名称	区域の位置	避難施設名	備 考
井田山下	井田 1 1 5 5	善教寺	
井田 B	井田 1 3 1 5	中原老人福祉センター	
蟹ヶ谷 B	井田 1 4 3 6 (高津区蟹ヶ谷 1 9 9)	中原老人福祉センター	高津区と隣接 (高津区に表示)
蟹ヶ谷池ノ里	高津区蟹ヶ谷 6 0 - 1	中原老人福祉センター	高津区と隣接 (高津区に表示)

※土砂災害ハザードマップ（幸区・中原区版）参照

<川崎市宅地防災工事助成金制度>

市内におけるがけ崩れや土砂の流出による災害防止や復旧のために、擁壁の設置などの工事をされる方にその費用の一部の助成が受けられる制度です。
この融資は、市を通じて金融機関と申請者が契約を締結し、金融機関から融資が行われます。

(5) 液状化の危険性の周知等

強い地震動や長い揺れによって、地下水を含んだ砂質の地盤が液体のように流動化し、地盤が部分的に沈下します。この沈下によって、地下埋設物の損壊や建物の傾斜などの被害があります。

区内については、本市の地震被害想定調査報告書において臨海部（川崎区）、幸区とともに、「液状化が発生する可能性が極めて高い地域」に指定されています。

中原区では、この被害想定調査のデータ等を公表・配布するなど、液状化の危険性を周知しています。

また、市所管局ではマンホール等の更新・埋設工事に際して、地震時における陥没、マンホール管路の浮き上がりを防ぐ埋戻しの施工方法について規定するなどの対策を行っています。

(6) 上下水道施設の安全対策

ア 上水道施設

上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な社会公共事業であることから、市所管局において、水道施設の安全性の強化に向けた防災対策の推進を図ります。

- (ア) 取水・導水・浄水施設の耐震化、機能確保
- (イ) 送・配水施設の耐震化
- (ウ) 復旧用資器材の確保・備蓄、応急給水拠点の整備

イ 下水道施設

下水道は、都市における雨水及び汚水を排除するための都市の基幹的な施設であることから、市所管局において、災害に備えて下水道施設の防災対策の推進を図ります。

- (ア) 下水道管きよの整備
- (イ) ポンプ場、水処理センターの機能向上
- (ウ) 応急復旧体制の確立

(7) 道路・橋りょう施設の安全対策

ア 道路

道路は、発災後の初動・応急活動期における避難路、救助・救急及び消火活動等の緊急活動の実施、緊急物資等の輸送、さらには火災の延焼防止機能を併せ持つなど、防災上の役割が極めて重要であります。このため、着実な道路整備に努めるとともに、電線等の地中化を推進して防災機能の強化を図ります。また、優先的に緊急活動道路（緊急交通路及び緊急輸送道路）の安全対策を図ります。

イ 橋りょう

緊急輸送道路に架かる橋りょうや、落橋により二次被害の恐れのある跨線橋など優先度の高い橋りょうの耐震対策を実施します。また、横断歩道橋については、倒壊・落橋した場合は道路を閉塞し、避難や応急活動等が著しく阻害されるため、引き続き安全性の向上を図るための点検・整備を推進します。

(8) 高潮の対策

県は、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表します。

市は、浸水想定区域・水深・浸水継続時間等を周知し、浸水による被害の軽減を図ります。

ア 最大規模の高潮の発生が想定される台風

(ア) 中心気圧 (910hPa) ※室戸台風級

(イ) 移動速度 (73 km/h) ※伊勢湾台風級

(ウ) 半径 (75 km) ※伊勢湾台風級

イ 想定される水深・浸水継続時間等

(ア) 最大高潮水位 T.P. +3.29m (川崎区)

(イ) 最大浸水面積 川崎区 27 k m²、幸区 7.4 k m²、中原区 1 k m²

(ウ) 最大浸水深 約 5m (幸区)

(エ) 最大浸水継続時間 36 時間 (川崎区)

8 災害時要援護者の支援

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等のいわゆる災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることが困難であるため、平常時から必要な対策を図ります。

(1) 災害時要援護者避難支援体制の確立

市及び区役所は、個人情報に配慮しながら、災害時要援護者の避難支援等を地域住民組織の協力のもと推進します。

また、発災時等における避難準備情報の伝達、避難支援等を迅速に行うため、平常時から、災害時要援護者、保護者、福祉関係者、地域住民組織、防災関係組織等の共助による連携体制の確立を図ります。

(2) 災害時要援護者避難支援制度

地域の共助による避難支援体制づくりを推進するため、市は支援を希望する災害時要援護者からの申し込みにより名簿を作成し、支援に必要な情報等を町内会・自治会、自主防災組織等の地域の支援組織に提供します。

支援組織は、提供された情報の適正な管理に努めながら、平常時から要援護者との面談を通じて身体等の状況を把握するとともに、災害時の情報伝達手段や避難支援の方法等について確認を行い、災害時の支援者確保に努めます。発災時には支援者自身と家族の安全を確保した上で、情報の伝達や明確な避難誘導を行います。

(3) 災害時要援護者情報の活用

災害時における要援護者の身体及び生命の保護を目的として、災害時要援護者避難支援制度の登録者情報と併せて、要介護度「3～5」及び身体障害等級「1～3」（内部障害等を除く。）の者の内、避難支援制度未登録者の情報を把握し、災害時には必要に応じて各避難所等に提供します。

(4) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成

災害時要援護者及びその支援を行う者は、災害時に備えて、平常時から防災訓練等に参加するなど、近隣住民との良好なコミュニティの形成に努めます。また、区役所は、そのコミュニティ形成の環境づくりへの配慮を行います。

(5) 災害時要援護者の避難後の対策

区役所は、避難所における災害時要援護者の受入体制や、施設の状況、災害時要援護者に配慮した施設の利用方法や二次避難所（福祉避難所）への移送等を平常時から避難所運営会議と共に検討します。また、重度の障害者、長期に渡る避難所生活について、健康福祉局と共に災害時要援護者に対する福祉の継続等の検討を行います。

(6) 外国人に関する対策

区役所は、国際化に伴い年々増加する外国人に対して、「備える。かわさき」のやさしい日本語版と6言語版の防災啓発広報紙の配布や関係団体と連携した防災関連行事等を通じ、災害時に必要な知識や行動を習得させるなど、外国人の防災力向上に努めます。また、避難所標識へのピクトグラム（絵文字、図形）や英語、「やさしい日本語」の併記などの検討を行います。

第3章 災害応急対策計画

1 区本部

(1) 区本部の設置

大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市本部の設置に伴い区本部を設置します。区本部は区本部長（区長）が指揮監督します。ただし、区本部長が不在のときは、区副本部長（副区長及び区本部長の任命した職員）がその職務を代理します。また、区本部に事務局を設置し、副区長が事務局長になります。

(2) 区本部の運営及び所掌事務

区本部長は、被災地での災害対策を実施するため、区本部会議を開催し、市本部の決定事項に基づき、関係機関と連携を取りながら、応急対策について審議策定し、応急活動を推進します。

<区本部組織体制>

名 称	事 務 分 掌
区本部事務局	(1)区本部の設置、区本部会議の開催に関すること。 (2)市本部及び関係機関との連絡調整に関すること。 (3)応急復旧計画に関する立案及び実施に関すること。 (4)避難勧告及び指示、警戒区域等に関すること。 (5)区職員の動員の調整に関すること。 (6)その他特命事項に関すること。
庶 務 班	(1)区本部の設置及び区本部会議開催に向けた設営に関すること。 (2)参集動員及び職員の安否（被災含む）の確認に関すること。 (3)区職員の厚生に関すること。 (4)応援職員の受け入れや配備に関すること。 (5)庁舎及び所管施設、所管車両の管理保全に関すること。 (6)緊急通行車両の手続きに関すること。 (7)予算経理に関すること。 (8)他の班への応援に関すること。
情報広報班	(1)気象情報・災害関連情報等の収集・伝達・記録に関すること。 (2)区内の被害状況及び各班の応急対策活動に関する情報の集約に関すること。 (3)ライフライン及び交通機関の情報収集に関すること。 (4)報道対応に関すること。 (5)災害関連情報の広報に関すること。 (6)区民からの電話対応（コールセンター機能、総合窓口）に関すること。 (7)他の班への応援に関すること。

名 称	事 務 分 掌
地域支援班	(1) ボランティアセンターの運営支援に関すること。 (2) 帰宅困難者の支援に関すること。 (3) 区本部事務局の支援に関すること。 (4) 他の班への応援に関すること。
保健衛生・福祉班	(1) 医療救護所の設置及び運営に関すること。 (2) 傷病者の搬送受入れ及び救護班派遣等の調整に関すること。 (3) 医薬品、器材等の調達に関すること。 (4) 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連絡調整に関すること。 (5) 避難所等の巡回診療に関する連絡調整に関すること。 (6) 飲料水及び食料品の衛生確保に関すること。 (7) 防疫用薬剤、器材の調達に関すること。 (8) 災害用選定井戸水の提供調整に関すること。 (9) 感染症対策に関すること。 (10) 犬及び特定動物の捕獲、動物の救護等に関すること。 (11) 避難所等における環境衛生に関すること。 (12) 災害救助法、生活再建支援法等の申請受付に関すること。 (13) 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 (14) 要援護者のための二次避難所の設置及び運営に関すること。 (15) 要援護者の安全確保に関すること。 (16) 要援護者の状況調査に関すること。 (17) 災害時要援護者情報に関すること。 (18) 災害時精神保健医療相談対応に関すること。 (19) 二次避難所となる施設との連携に関すること。 (20) 他の班への応援に関すること。
被災者支援班	(1) 指定避難所の管理に関すること。 (2) 指定避難所の運営に関すること。 (3) 指定避難所への物資の供給に関すること。 (4) 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 (5) 他の班への応援に関すること。
道路公園班	(1) 管内の道路・橋りょう・河川・公園等の被害状況の把握及び伝達に関すること。 (2) 管内の道路・橋りょう・河川等の警戒・監視に関すること。 (3) 管内の道路・橋りょう・河川等の応急対策及び復旧に関すること。 (4) 道路啓開の実施及び障害物・放置車両等の除去に関すること。 (5) がけ崩れ等の応急対策の実施に関すること。 (6) 工事施工箇所の安全確保に関すること。 (7) 所管施設の保全に関すること。 (8) 緊急交通路、緊急輸送路に係る警察等との調整に関すること。 (9) 所管施設及び工事箇所等の災害予防及び復旧に関すること。 (10) 公園等施設利用者に対する情報伝達及び避難誘導に関すること。 (11) 他の班への応援に関すること。

名 称	事 務 分 掌
各班連絡員	(1) 部内各班の連絡調整に関すること。
罹災証明書 発行チーム	(1) 罹災証明の申請受付及び発行に関すること。
遺体安置所 運営チーム	(1) 遺体安置所の開設及び運営に関すること。
保 育 班	(参考) こども未来部保育班の事務分掌に定める。 1 所管する児童福祉施設（各保育園、地域子育て支援センター）の被害状況の把握に関すること。 2 所管する児童福祉施設に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 児童の援護対策計画に関すること。 4 通所児童の安全確保に関すること。 5 災害時要援護者の受入に関すること。 6 避難者の援護に関すること。 7 所管施設の管理保全に関すること。
市税事務所隊	(参考) 財政部判定調査班の事務分掌に定める。 1 罹災証明の発行のための判定調査に関すること。 2 区本部との連絡調整に関すること。
生活環境事業所隊	(参考) 環境部廃棄物収集班の事務分掌に定める。 1 一般ごみ・し尿等の収集計画に関すること。 2 災害用トイレの設置計画に関すること。 3 災害用トイレの設置、維持管理及び撤去に関すること。 4 所管公衆トイレの保全に関すること。 5 一般ごみ・し尿等の収集に関すること。 6 所管車両の保全に関すること。 7 所管施設の管理保全に関すること。
消防署(方面指揮本部)	消防部の事務分掌に定める。

※ 区本部は、災害に対する応急活動等を実施します。その指揮・指示については、消防署は消防指揮本部、その他は区本部が行うものとします。

ただし、災害の種類、被害の程度により全市的・統一的な対応が必要になり、関係する部が区本部との連携のもとに指揮・指示した場合は、これを優先します。

(3) 区本部の応援要請

区本部は、災害応急対策に関して、防災関係機関による応援を市本部に要請します。ただし、緊急を要し、またやむを得ない事情のある時は、区本部長の判断により、応援を要請することができます。

ア 防災関係機関等の活動拠点の配置（区内の活動拠点には☆印）

警察、自衛隊、消防機関及びライフライン事業所等が宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として使用する活動拠点が必要になることから、市、県及び民間の施設を活用し、円滑な災害対策の実施を図ります。

また、市域を南部、中部及び北部の3地域に区分し、各地域に活動拠点を配置します。

(ア) 警察の活動拠点

警察災害派遣隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
県立川崎高校	川崎区渡田山王町2-2-6
☆等々力陸上競技場	中原区等々力1-1
☆等々力緑地東駐車場	中原区等々力1-1
県立百合丘高校	多摩区南生田4-2-1

(イ) 自衛隊の活動拠点

自衛隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場内駐車場	川崎区富士見1-5-1
☆等々力緑地運動広場	中原区等々力1-1
☆等々力緑地多目的広場	中原区等々力1-1
県立生田高校	多摩区長沢3-17-1

(ロ) 消防機関の活動拠点

緊急消防援助隊等の全国からの応援部隊の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地及び車両置き場等として利用する活動拠点を配置します。

なお、応援部隊が最初に進出目標とする拠点（進出拠点）は、「消防総合訓練場」とします。

名 称	所 在 地
川崎富士見球場及び周辺	川崎区富士見2-1
富士見球場	川崎区富士見2-1
☆等々力催し物広場	中原区等々力1-1
☆等々力緑地テニスコート	中原区等々力1-1
☆等々力硬式球場	中原区等々力1-1
消防訓練センター (旧消防総合訓練場)	宮前区犬蔵1-10-2
県立生田東高校	多摩区生田4-32-1

(エ) ライフライン事業者の活動拠点

ライフライン事業者の活動環境を整備するため、次のとおり宿营地、車両置き場及び資機材置き場等として利用する活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
宗教法人平間寺自動車交通安全祈禱殿 駐車場	川崎区大師河原 1－1－1
県 立 大 師 高 校	川崎区四谷下町 2 5－1
☆ 会 館 と ど ろ き	中原区宮内 4－1－2
☆ 等々力緑地南駐車場	中原区宮内 4－1
☆ 県 立 住 吉 高 校	中原区木月住吉町 3 4－1
県 立 菅 高 校	多摩区菅馬場 4－2－1

(オ) 水道事業者の活動拠点

水道事業者の活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
長 沢 浄 水 場	多摩区三田 5－1－1

(カ) 他都県市等からの応援の活動拠点

医療・応急危険度判定士等の応援職員が、近隣の宿泊施設を確保できない場合等に活動環境を整備するため、次のとおり活動拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場 1 号スタンド	川崎区富士見 1－5－1
川 崎 競 輪 場	川崎区富士見 2－1－6
☆ 県 立 川 崎 工 科 高 校	中原区上平間 1 7 0 0－7
県 立 多 摩 高 校	多摩区宿河原 5－1 4－1
県 立 麻 生 高 校	麻生区金程 3－4－1

(キ) 重症者等の後方搬送拠点

ヘリコプターによる災害医療拠点病院の臨時離着陸場を補完するため、次のとおり重症者等の後方搬送拠点を配置します。

名 称	所 在 地
川崎競馬場芝生広場	川崎区富士見 1－5－1
☆ 等々力補助競技場	中原区等々力 1－1
麻生水処理センター	麻生区上麻生 6－1 5－1

(ク) 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

ヘリコプターによる応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点を幸区の「古市場多摩川河川敷一帯」に配置します。

なお、消防局航空隊によるヘリコプターの運航支援実施場所は「市立川崎総合科学高校屋上」（幸区小向仲野町 5-1）とします。

(ケ) 基幹的広域防災拠点

国は、大規模災害時に、物流に関するコントロール及び海上輸送から海上輸送、河川舟運、陸上輸送等への中継基地や広域支援部隊等の一時集結地・ベースキャンプとして基幹的広域防災拠点を活用します。

名 称	所 在 地
基幹的広域防災拠点（東扇島地区）	川崎区東扇島 5 8

2 情報の共有

区本部において、被害状況や災害関連情報の正確かつ迅速な収集伝達を図ることにより、災害応急対策を円滑に実施し、又、地域住民に対し正しい災害情報を適切に提供するため、総合防災情報システム等のあらゆる通信手段を活用して、情報の共有化を図ります。

(1) 情報の収集

区本部は、区民、市本部及び防災関係機関等から災害情報の収集を行い、その情報を時系列、地域別、重要度により区分し記録します。

また、避難所に参集した職員（避難所運営要員等）は、地域の被害状況をまとめるとともに、避難所運営会議の構成員名簿や避難者名簿を作成し、避難者の氏名、年齢、性別、人数等を把握し、区本部へ報告します。なお、局地的災害時には、現地調整所を設け情報の収集等に当たります。

(2) 情報の伝達

警察、消防署等関係機関と区本部における情報の共有化を図るため、必要に応じて相互に情報収集要員を派遣します。

また、区本部は速やかに被害情報及び避難情報等の災害情報の把握を行い、総合防災情報システムを活用し市本部に報告します。

(3) 広報・広聴

ア 広報の方法

区本部は、地域防災拠点（市立中学校）を情報拠点とし、区民に対して災害に関する正しい情報を提供するため、市で保有する広報手段を活用し、また協定締結放送機関又はその他の応援を得て、広報活動を実施します。

中原区では、地域情報発信の取り組みとして、「なかはらメディアネットワーク」を立ち上げ、テレビ・ラジオ・WEB・季刊誌など民間の各種地域メディアと連携を行

っています。

- (ア) ラジオ・テレビによる広報
- (イ) 同報系防災行政無線による広報
- (ウ) インターネット等を活用した広報
- (エ) 広報車等の市所有車両による広報
- (オ) 消防ヘリコプターによる広報
- (カ) 職員による広報
- (キ) 印刷物による広報
- (ク) 防災テレホンサービスによる広報
- (ケ) Twitter 等のソーシャル・ネットワーキング・サービスによる広報
- (コ) 掲示板等による広報

イ 広聴の方法

広域災害発生時は、被災者の生活相談や支援業務等の広聴活動を行うために、必要に応じて避難所等に臨時相談室を開設し、相談要望等の早期解決に努力します。

3 地域における救助・救護等（区民の初期行動）

(1) 消火活動

地震発生時等における火災については、消防団や自主防災組織等と連携し初期消火活動を行います。

地震発生時等に自宅及び自宅周辺で火災が発生した場合には、まず119番に通報し、消防隊が到着するまでの間は、可能な限り初期消火に努めます。同時に、大規模な災害時においては、消防隊が到着できない事態も想定して行動することも必要です。

ア 炎が天井に届くまでの数十秒間に、消火器のほかに、火を毛布で覆い水をかける、座布団で火をたたくなど、身近なものを活用し、初期消火を行います。

イ 天井に火が燃え移るなど、自力での消火は無理であると判断した場合には、その場から速やかに避難します。

ウ 避難途中で付近の火災現場に遭遇した場合には、可能な範囲で消火活動に協力します。

(2) 救助活動

地震発生等により倒壊した住宅等の中に救助を必要とする人がいる場合は、近隣住民や自主防災組織と協力し救助活動を行います。

ア がれき等に埋もれている人の居場所が分かった場合、救出のため付近の人を集めます。

イ 避難途中で付近の救出救助現場に遭遇した場合には、可能な範囲で救助活動に協力します。

(3) 応急手当

地震発生時等において負傷者に対して、区民相互の協力で応急手当等が行えるよう、消防局で行っている心肺蘇生法や止血法などの応急手当の技術を身に付けた「市民救命士」の養成講座等に積極的に参加するなど、平常時から応急手当に対して備えます。

(4) 通報

災害の危険を察知した場合、地域の被災状況等について、各防災関係機関へ通報します。

また、自宅周辺の状況に注意し、危険性のある場所等や救助を必要とする負傷者を確認した場合は、消防署や区本部等に通報するとともに自らの安全の確保に努めます。

4 避難対策

(1) 避難勧告等

市長などの避難勧告等の発令の権限を有する者（以下「発令者」という。）は、被害が予測される地域の住民に避難行動を促すため、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）を発令し、緊急避難場所等へ誘導避難を行います。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達することに努めます。

避難勧告等の発令にあたっては、取るべき避難行動を直感的に理解しやすいものとするため、警戒レベルを用いることとします。

ア 避難準備・高齢者等避難開始情報（警戒レベル3）

市長は、洪水、土砂災害が発生するおそれがあると認められる場合は、必要な地域に降雨、潮位、河川の水位、防災施設の異常等を知らせる「避難準備・高齢者等避難開始情報」を発令し、住民等の注意を喚起するとともに、災害時要援護者の避難に備えて避難所を開設し、避難誘導を行います。また、市長及び区長は、必要に応じて、その発令よりも前に、住民等が自ら危険性を判断して避難（自主避難）することを促します。

イ 避難勧告・指示（緊急）（警戒レベル4）

発令者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難を勧告するとともに、急を要すると認めるときは、避難を指示します。

なお、区長、消防局長又は消防署長は、避難勧告・指示（緊急）の発令の必要があると認め、市長に要請するいとまのないときは、補助執行機関として発令ができます。

なお、東京湾内湾に大津波警報又は津波警報が発表された場合には、地震による堤防等の被害、津波の到達予想時の潮位や予想される津波の高さ、慶長型地震による津波浸水予想地域の浸水深等を考慮し、多摩川の河川敷から堤内に避難することを勧告します。区内の避難対象地域等は、次のとおりです。

＜津波警報等に伴う避難対象地域（慶長型地震の場合）＞の抜粋

避難の種類	対象区域	避難対象地域
避難勧告	川崎区、幸区、 中原区	多摩川の河川敷（河口から丸子橋上流の 調布堰〔調布取水所〕まで）

※避難勧告は、慶長型地震の津波浸水予測における浸水深が50cm未満の地域を対象にします。

(2) 避難勧告等の発令基準

避難勧告等の発令基準の設定は、立ち退き避難が必要な場合における避難のための準備や移動に要する時間を考慮して発令時の状況を設定します。

なお、発令基準については、おおむね次の状況であり、実況状況、予測状況、過去の災害等に基づき総合的に判断を行います

警戒レベル		発令時の状況	住民に求められる行動
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が高まった状況	要援護者等は、避難行動を開始要援護者以外の住民のうち、各種ハザードマップで危険区域に該当している地域は、防災気象情報に注意を払い、自主的に避難行動を開始
警戒レベル4	避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生が明らかに高まった状況	近くの緊急避難場所等への立ち退き避難、立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断した場合は、近隣の安全な場所への避難や、屋内の安全な場所への避難を開始
	避難指示（緊急）	前兆現象の発生等切迫した状況から、災害の発生が非常に高いと判断された状況堤防の隣接地等地域の特性等から災害の発生が非常に高いと判断された状況	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、近隣の安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所等に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了
警戒レベル5	災害発生情報	既に災害が発生している状況	命を守るための最善の行動を完了

(3) 避難勧告等の内容及び伝達方法

避難勧告等を発令する場合、避難対象となる住民に対し、次の事項を明確にし、住民の円滑な協力を得るよう努めます。

伝 達 内 容	1 発令日時 2 発令者 3 対象地域及び対象者 4 避難すべき理由、状況、危険の度合い 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等の種別 6 避難の時期（避難開始時期及び完了時期） 7 避難場所 8 避難の経路（又は、通行できない経路） 9 住民の取るべき行動や注意事項 10 担当者及び連絡先
伝 達 方 法	1 同報系防災行政無線による放送 2 広報車、消防車両による放送 3 自主防災組織、町内会長等による電話・FAX、又は口頭伝達 4 サイレンの吹鳴による注意喚起 5 ラジオ・テレビ等による放送 6 市ホームページのトップページ及び防災情報ポータルサイトへの掲載 7 防災気象情報メールの送信 8 緊急速報メールの送信 9 Twitter による配信 10 防災アプリによる配信 11 Lアラート（災害情報公共システム）への配信 12 テレビ神奈川データ放送の実施 13 コミュニティFM（かわさきFM）による放送 14 消防ヘリコプターによる広報

(4) 避難所の開設

区本部長は、災害により家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた方、又は被害を受けるおそれのある方のために避難所を開設します。

なお、川崎市内で震度5強以上の地震が発生した場合、又は発生した地震が震度5弱以下であっても開設の必要がある場合は避難所を開設します。

ア 区本部長は、避難勧告・避難指示（緊急）を発令した場合、若しくは区民が自発的に避難を開始した場合は、施設の安全性の確認等避難者の収容に必要な措置を講じた後、避難所を開設し、直ちにその旨を市本部長に報告します。（職員が勤務時間内で

ある場合)

イ 災害発生直後で事態が急を要し、区本部長による避難所の開設を待つ暇がない場合は、学校長や避難所運営会議の判断により避難所を開設します。

避難所を開設する際は、避難所の代表者や避難所周辺の自主防災組織の代表者等が保管している鍵を使用します。（勤務時間外で職員の参集が間に合わない場合）

(5) 避難の実施方法

ア 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達

避難勧告等を実施した場合は、防災行政無線又は直接広報によって伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力により、住民への周知徹底を図ります。

イ 自主防災組織及び関係機関の協力による避難誘導

区本部は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織及び関係機関の協力により避難誘導に努めます。その際、指定された避難所への通行が危険な場合は、安全に行くことのできる最寄りの避難所等への避難誘導を行います。また、誘導に当たっては、高齢者、障がい者、傷病者等の災害時要援護者を配慮して行います。

(6) 避難所の運営（避難所運営本部）

避難所では、被災者の避難生活の安定を図るために、区民が互いに協力し合う必要があるため、避難所が開設された場合は、避難所運営本部を設置し、区本部、地域住民と市・区職員が連携して管理運営する必要があります。このため、平常時から自主防災組織を中心に学校施設管理者、PTA等で構成された避難所運営会議を中心に、避難所運営の課題について検討・訓練し、災害時に円滑に行動できるよう努めます。

また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給等、共同生活を営むうえで様々な役割が必要となるため、避難者は男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながらお互いに協力して相互扶助の精神に基づいて、自主的に秩序ある生活を送るように努めます。

また、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、生活環境の確保が図られるよう、食料等必要な物資の配布情報や保健師等による巡回健康相談などの情報の周知に努めます。

なお、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所では生活に支障をきたす方（要援護者）がおり、特別な配慮が必要となった場合、市は社会福祉施設などに二次避難所を開設し、要介護者の安定した避難生活を確保します。

ア 避難所の業務

(ア) 避難所の開設・管理

(イ) 負傷者や急病患者への救援活動

(ウ) 避難者確認及び名簿の整理

- (エ) 生活情報の提供及び相談窓口の開設
- (オ) 避難所自治組織の運営指導
- (カ) 避難者及び区民への給食活動
- (キ) 施設管理者との調整
- (ク) 安否確認への対応
- (ケ) その他避難者の日常生活の安定を図るための支援活動

イ 避難所運営会議の編成例

- (ア) 総務班
 - ・避難所運営本部の事務局
 - ・区本部及び拠点避難所・他の避難所との連絡調整
 - ・避難所の施設管理（レイアウト、ルール、パトロール等）
 - ・その他運営に関すること
- (イ) 情報広報班
 - ・避難者の把握や住民の安否状況等の情報収集
 - ・「避難所情報・広報板」の作成による避難住民等への情報提供
 - ・自主防組織との連携による地域住民への広報活動
- (ウ) 救護班
 - ・応急救護所の設置・運営
 - ・「負傷者リスト」の作成
- (エ) 環境・衛生班
 - ・避難所の整理・整頓
 - ・ごみ・し尿（災害用トイレ）の処理及び管理
 - ・生活用水の確保等
 - ・ペットの管理
- (オ) 食糧・物資班
 - ・食糧・物資の調達
 - ・食糧・物資の配布
 - ・炊き出し・給水活動
- (カ) ボランティア・一時避難者対策班
 - ・ボランティアの要請・受入・管理
 - ・ボランティアセンターとの連絡調整
 - ・一時避難者の把握・対応
 - ・在宅者等との連絡・調整
- (キ) 施設管理者
 - ・児童生徒の掌握、安全確保
 - ・学校施設内の安全確認
 - ・学校の施設利用協力

(7) 帰宅困難者・一時的滞在者の支援

大規模な災害が発生した時は、鉄道、バス等の交通機関の運行停止などにより、通勤・通学者、買物各等の帰宅困難者やビジネス・観光客等の一時的滞在中者が多く発生し、主要ターミナル駅及びその周辺では大きな混乱が予想されます。

国は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則としますが、市及び区は家族の被災や自宅の倒壊など、やむを得ず移動する区民等の帰宅や移動に対して、関係機関と役割分担し、連携・協力を図りながら次の支援を行います。

ア 市本部の支援

各区及び市公共施等において、被災、交通、その他の情報等の提供を行うとともに、市バスは道路状況に応じて可能な限り運行します。

イ 区本部の支援

交通機関の運行の停止により、区内において滞留する帰宅困難者に対して、被災状況、交通状況等の情報提供等の支援を行います。

ウ 帰宅困難者支援ステーション

九都県市では、各種団体と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等を締結しています。この協定により帰宅支援ステーションステッカーの掲示のあるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、カラオケボックスにおいては交通情報、水道水、トイレ利用等の支援を受けることができます。

エ 滞留時の支援

区は、主要ターミナル駅である武蔵小杉駅の滞留者や主要道路沿いを徒歩で帰宅することが困難になった者等を支援するため、次の公的施設を「帰宅困難者一時滞在施設」に指定し、施設利用者用の飲料水や防寒シートの備蓄に努めています。

<中原区の帰宅困難者一時滞在施設一覧>

名 称	所 在 地
川崎市教育会館	下沼部1709-4
中 原 図 書 館(※)	小杉町3-1301
中 原 市 民 館	新丸子東3-1100-12
生涯学習プラザ	今井南町28-41
川 崎 市 平 和 館	木月住吉町33-1
市民ミュージアム	等々力1-2
総 合 自 治 会 館	小杉町3-600 コスギ サード アヴェニュー4階
川崎市総合福祉センター	上小田中6-22-5
川崎市医師会館	小杉町3-26-7
川崎市コンベンションホール	小杉町2-276-1

※要配慮者専用の帰宅困難者一時滞在施設の設定

訪問者の体調悪化などをできる限り防ぐには、要配慮者を優先的に保護する必要があり、中原図書館は駅と直結しており悪天候時にも安全に移動できることから、高齢者や妊婦、乳幼児、長距離の移動が困難な人など要配慮者に特化した一時滞在施設とします。

オ 『混雑緩和スポット』への誘導

発災時、駅構内では混雑箇所への人の殺到によるパニックや事故の可能性が高いことから、駅前歩道や公園といったフリースペース・一定の広さを持つ空間を一時的な待機場所『混雑緩和スポット』として活用し、改札前など混雑箇所への人の集中に対し分散・緩和を図ります。

5 地域医療救護体制

災害時における、区民への医療救護活動を円滑に実施するため、市本部又は区本部は、医療救護所を設置し、応急医療救護活動を行います。

(1) 区本部の役割

市本部又は区本部は、医療救護の必要を認めたとき、区本部に医療衛生・福祉班を設置し、原則として次の活動を行います。

- ア 区内における医療救護班・医療ボランティアの配置、医薬品等の受入、患者の搬送等のコーディネートを中心とした活動
- イ 必要に応じ、直接医療救護所等に出向き、情報収集及び医療救護活動の補助
- ウ 被災地の保健医療対策、災害時要援護者対策、防疫対策、環境・食品衛生対策等の実施

(2) 医療救護所の設置

市本部又は区本部は、協議の上、災害の規模、傷病者の発生状況、市内医療機関の被災状況等を勘案して、適切な場所に臨時に以下の医療救護所を設置します。

- ア 病院機能支援型救護所（病院前トリアージ・軽症者対応救護所）
各病院の診療機能を維持することを目的に、原則として病院の敷地内（入口付近）にて、殺到する傷病者に対してトリアージを行い、併せて、軽症（緑）と区分された者を誘導して手当を行うため設置
- イ 地区臨時診療所型救護所
周辺の病院が機能しなくなった場合や周辺に病院がない場合の拠点として設置
- ウ 避難所巡回型救護所
長引く避難生活の中で発生する、被災者の慢性疾患治療、健康管理等のニーズに対応するために設置。原則として、避難所を巡回する形式とする。

(3) 市内病院の役割

災害時の医療救護活動を既存の医療機関中心に行っていくに当たり、全ての市内病院が、それぞれの特徴を最大限活かし、地域で期待される役割を果たせるよう、各病院の規模、設備、立地等に応じ、次のレベル1から4のいずれかに位置付けます。

レベル	該当する病院	活動範囲	主な役割
1	救命救急センターを有する災害拠点病院	市全体	市全体の重症外傷患者等を受け入れる。
2	・レベル1以外の災害拠点病院 ・災害協力病院 ・上記のほか、設備、規模、体制等から、区を中心とする役割を期待できる病院	原則として区	区の医療救護活動の中心的立場として、重症外傷以外の外傷、内因性重症・中等症等の患者を中心に受け入れる。
3	レベル1・2を除く全ての救急告示病院	原則として区	所在する区において、レベル2の病院を補佐し、中等症者及び軽症者の受入、他院の安定した入院患者の転院受入等を担う。
4	レベル1～3を除く全ての病院	区又は地区	所在する区又は地区において、軽症者の診察、他院の安定した入院患者の転院受入等を行う。

市内の災害拠点病院（☆印は区内の病院）

医療機関名	救急救命センター	レベル	所在地	離着陸場（病院との距離）
市立川崎病院	○	1	川崎区新川通12-1	同病院専用ヘリポート（屋上）
☆ 関東労災病院		2	中原区木月住吉町1-1	同病院専用ヘリポート（屋上）
☆ 日本医科大学武蔵小杉病院	○	1	中原区小杉町1-396	日本医科大学グラウンド（100m）
帝京大学医学部附属溝口病院		2	高津区溝口5-1-1	諏訪河川敷（1500m）
聖マリアンナ医科大学病院	○	1	宮前区菅生2-16-1	明治製菓東百合丘総合センター（1600m）
市立多摩病院		2	多摩区宿河原1-30-37	同病院専用ヘリポート（屋上）

6 物資の供給

(1) 給水

区本部は、災害が発生し、区民に応急給水の必要が生じた場合、速やかに上下水道局庶務課を介して上下水道事業管理者に応急給水拠点の開設や給水車の派遣を要請します。（給水量は原則として1人、1日当たり3リットル程度とします。）

なお、中原区には災害時応急給水拠点を28箇所（平成31年4月現在）設定しています。このうち災害対策用貯水槽が埋設されている4箇所（次ページ一覧のNo.14～17）については、研修を受けた自主防災組織が開設を行うことができます。

＜中原区の災害時応急給水拠点一覧＞ ※No.19～28は器具の組立作業が不要な既設給水栓利用型

No.	所在地	
1	上丸子山王町2-1369	上丸子山王町西交差点東側
2	木月住吉町1-1	独立行政法人労働者健康安全機構前
3	木月4-32-1	東急東横線ガード下
4	宮内2-11-1	東急バス上宮内バス停

5	下小田中 2-1 7-1	市立西中原中学校東側
6	井田 1-4 0	交通局井田営業所車庫前
7	小杉町 3-2 4 5	中原区役所北側
8	木月住吉町 3 3-1	中原平和公園内
9	宮内 4-1-2	等々力緑地入口 会館とどろき横
10	下新城 1-1 5-2	市立新城小学校西側
11	中丸子 5 6 2	市立玉川中学校東門
12	小杉陣屋町 1-2 4-1	市立中原中学校南門
13	今井仲町 7-1	市立今井中学校西側
14	井田杉山町 1 1-1	市立井田中学校内
15	上丸子八幡町 8 1 5	市立上丸子小学校内
16	下小田中 1-4-1	市立大戸小学校内
17	上平間 1 4 8 0	市立平間小学校内
18	上平間 1 3 6 8	市立平間中学校南側
19	下沼部 1 9 5 5	市立下沼部小学校内
20	下小田中 2-1 7-1	市立西中原中学校内
21	下新城 1-1 5-1	市立新城小学校内
22	小杉陣屋町 1-2 4-1	市立中原中学校内
23	上丸子八幡町 8 1 5	市立上丸子小学校内
24	今井仲町 7-1	市立今井中学校内
25	小杉御殿町 1-9 5 0	市立中原小学校内
26	木月住吉町 1-1 1	市立東住吉小学校内
27	中丸子 5 6 2	市立玉川中学校内
28	小杉町 2-2 9 5-1	市立小杉小学校内
29	宮内 2-4-1	市立宮内小学校内
30	井田中ノ町 2 9-1	市立井田小学校内

(2) 食料・生活必需品

区本部は、災害の発生により、区民が住宅の全壊、焼失、流出等の被害を受け、食料品、衣料品及び日用品等の生活必需品に不足を来たした場合、その供給体制を速やかに確立します。供給に当たっては、高齢者、障がい者、幼児、妊産婦、体力衰弱者などの要援護者を優先とし、区民は食料等が公平に行き渡るよう相互に協力します。

〈食料〉

ア 供給方法

被災当日及びその翌日においては、市・区が備蓄している食料を供給するものとします。協定を締結している小売業、卸売業等の流通在庫備蓄、国等からの救援物資については、補完物資と位置づけ、物資が到着次第、供給するものとします。

イ 供給対象者

大地震等の災害によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ物資の確保が困難な者とします。

ウ 供給品目

アルファ化米、おかゆ、粉ミルク等（備蓄品）、
米穀、パン、めん類等（流通在庫備蓄品、救援物資）

エ 調達

- (ア) 避難所運営要員は、避難所運営会議等の協力を得て、避難所の避難者数を把握し、必要な食料の品目及び量を区本部へ報告します。
- (イ) 区本部長は、応急食料の供給が必要と認める場合、被災者支援班に指示し、避難所から報告された必要量を算出して確保するとともに、災害対策用備蓄食糧、米飯業者等への注文で不足を生じる場合は、直ちに市本部に食料の調達を要請します。

オ 供給の実施方法

- (ア) 供給場所
原則として避難所とします。
- (イ) 供給の実施主体
食料の供給は、区本部が主体となります。なお、必要に応じて炊き出しを行う場合は、自主防災組織、町内会・自治会婦人部、日本赤十字奉仕団、災害ボランティア等の協力により実施します。

〈生活必需品〉

ア 供給対象者

大地震等の災害によって、家屋の倒壊、焼失等のため、避難所で生活せざるを得ず、かつ生活必需品の確保が困難な者とします。

イ 供給品目

- (ア) 衣料品・寝具
下着、毛布等
- (イ) 日用品雑貨
タオル、石けん、トイレットペーパー、紙おむつ、ほ乳瓶、紙皿、紙コップ、鍋、卓上ガスコンロ等

ウ 供給数量の基準

衣料品、寝具、日用品雑貨のうち必要な数量の供給とします。

オ 調達

区本部長は、災害時において生活必需品の供給が必要と認める場合、被災者支援班へ指示し、必要量を確保するとともに、備蓄在庫等で不足を生じた場合は、直ちに市本部長へその供給を依頼します。

カ 供給の実施方法

- (ア) 供給場所
原則として避難所とします。
- (イ) 供給の実施主体
生活必需品の供給は、区本部が主体となり、自主防災組織及び避難所運営会議の協力により実施します。

(3) 救援物資の受入・配分

区本部は、区役所に輸送拠点を設け、自主防災組織及び災害ボランティアの協力を得て、緊急救援物資等の受入、分配、区内避難所への輸送等を行います。

(4) 輸送計画

ア 輸送対象及び輸送手段

災害時に輸送活動を行うに当たっては、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急活動の円滑な実施等を考慮し、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて実施します。

輸送の手段については、市及び区役所の配備車両による輸送を基本とし、不足が生じる場合協定に基づいた業者、関係機関や県等に協力・要請を行います。

イ 救援物資等の集積場所

災害時における他都市からの救援物資の受入れや調達物資等を大規模に集約するための集積場所は、次のとおりです。

市集積場所	川崎港公共ふ頭 中央卸売市場北部市場 等々力緑地 地方卸売市場南部市場
-------	--

ウ 輸送拠点・避難所への輸送手段等

市本部は、集積場所に集約された救援物資等について、区本部と協議の上、事業者等の応援を得て、中原区の輸送拠点（中原区役所）に輸送します。

区本部は、総務企画局の応援を得て、避難所への救援物資等の輸送を行います。なお、輸送に当たり事業者等の支援が必要な場合は、協定に基づき事業者等に協力要請を行います。

また、市本部は物資等の受入れ、仕分けなどを円滑に行うため、関係局室区から職員を派遣するとともに、協定に基づく事業者等への協力要請や災害ボランティアセンター等を通じた災害ボランティアの派遣要請を行います。一方で、大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれがあります。平成26年11月には災害対策基本法が改正され、道路管理者は、緊急の必要がある場合、車両の運転者等への移動命令や運転者不在時等の車両移動を行うことが可能となりました。

7 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震による災害が発生した直後において、被災した建築物が余震等による倒壊や部材の落下等から発生する二次災害を軽減・防止するため、建築物の被害状況を調査し、その建築物が使用できるか否か応急的に判定・表示する応急危険度判定を行います。

また、地震等により宅地が被災した場合、宅地の擁壁等の被害状況を迅速に把握し、二次災害の発生を軽減・防止するため、住民の安全を確保するために被災宅地危険度判定を行います。

(1) 応急危険度判定

ア 市本部が応急危険度判定活動を行うことを決定した場合、まちづくり部建築宅地調査班に応急危険度判定活動実施本部を、各区役所に判定拠点を設置します。

イ コーディネーター（市職員の行政判定士）の指示により、一般判定士による一般建築物の判定を行います。

ウ 必要に応じて、他都市からの応急危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

エ 応急危険度判定活動の資機材等を中原区備蓄倉庫に配置します。

(2) 被災宅地危険度判定

ア 市本部が被災状況に応じ、被災宅地危険度判定活動を行うことを決定した場合、被災宅地危険度判定活動実施本部及び判定拠点を設置します。

イ 被災宅地危険度判定活動を実施します。

ウ 必要に応じて、他都市からの被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、判定士の人員確保に努めます。

8 防疫・保健衛生

(1) 防疫体制の整備

健康福祉部は、災害に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関との緊密な情報交換を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図ります。

ア 感染症発生状況等の調査及び健康診断

感染症の発生を予防するため、避難所を重点とした被災者の健康調査を行います。必要に応じて医師への受診を勧奨するほか、健康診断を実施します。

イ 感染症のまん延防止

感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染経路等を調査するとともに、必要に応じて患者の隔離や感染症指定医療機関へ搬送を行い、患者等に対する適切な医療の提供と感染症のまん延防止に努めます。また、避難所等では施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を行います。

ウ そ族（ねずみ）、昆虫等の駆除

避難所等では施設管理者へ必要に応じて消毒の指導を行います。

エ 臨時予防接種

感染予防上必要と認めるときは、健康福祉部、区本部、医療関係団体等と連携してワクチン確保等を迅速に行い、適切な時期に予防接種を行います。

オ 避難所の防疫指導

避難所は、多数の被災者の避難により衛生状況の悪化が予想されるため、区本部は感染症発生予防の観点から避難所運営本部、施設管理者等の協力を得て避難所の防疫指導を行います。健康福祉部は、災害に伴う被災規模を迅速に把握し、関係機関との緊密な情報交換を行い、区本部と連携して防疫体制の確立を図ります。

(2) 環境・食品衛生対策等

ア 食品衛生

健康福祉部及び区本部は、災害時の食品事故を予防するため食品監視体制を確立し、病院・避難所の給食配送の衛生管理の指導、避難所等における食物の保管等に対して指導を行います。

イ 環境衛生

区本部は、避難所等の居住環境衛生に関する調査及び助言、避難所等における仮設の浴場・シャワールームの衛生指導を行います。また、必要に応じて公衆浴場やコインランドリー等の営業再開時にも実施します。

ウ 生活用水等の確保

区は、災害時の井戸水等の提供者と協力し、生活用水や飲料水の確保を図ります。

エ 災害時の動物救護

市は、災害時に被災動物の迅速かつ適正な救護活動が行えるよう、平常時から災害時の救護活動に必要な物品や避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、飼い主へ災害の備えに関する普及啓発を行います。

区は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生の確保を図ります。

(3) 保健衛生対策

ア 健康相談・栄養指導

被害が長期化する場合又は避難所が多数設置されている場合には、衛生状態の悪化により発症等が予想される感染性疾患のまん延や栄養不足、蓄積するストレスやPTSD（心的外傷ストレス障害）等を軽減させるために、保健福祉センターの保健師、栄養士等を中心とした支援を行います。

イ 精神保健（メンタルケア）

健康福祉局長は、災害がもたらすPTSD等の「心の傷」に対応するため、災害の規模に応じて、市本部内に精神科救護本部を設置するとともに、区本部に精神科

救護所を設置して医療機関及び関係機関とともに精神科救護活動を行います。

ウ 歯科保健

誤嚥性肺炎の予防、口腔環境の悪化の予防、口腔衛生の維持を図るための歯科保健活動を行います。

9 ごみ・し尿処理

災害対策本部環境部は、避難所及び区民の在宅している世帯から発生するごみ・し尿を迅速に処理します。また、災害によって生じた災害廃棄物の処理に関する情報を災害対策本部環境部に伝達します。

(1) ごみ処理

普通ごみ（携帯トイレを含む）、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物と避難所から発生するごみに分別区分し、災害廃棄物等の処理に係る基本方針の内容に適合した処理を推進します。

(2) し尿処理

し尿の収集・処理は、災害の状況に応じて、臨機に対応します。

また、避難所に設置された災害用トイレを常に使用可能な状態に保つため、し尿の収集計画を作成します。

(3) 災害用トイレ

生活環境事業所隊は、避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている災害用トイレを避難所周辺の自主防災組織等の協力により設置します。

ア 仮設トイレの設置は、可能な限り速やかに実施する必要があるため、自主防災組織等に協力を要請します。

イ 夜間の照明及びし尿収集車の動線を勘案し、設置します。

ウ 仮設トイレの使用方法、し尿収集の予定日、故障や異常時の連絡先等を明示した文書を貼付します。

エ 生活環境事業所隊は、設置基数及び設置場所の配置図を作成し、詳細を常に把握します。

10 行方不明者の搜索・御遺体の取扱い

災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、御遺体の搜索、収容、検視・検案、埋火葬について、関係機関の協力を得て遅滞なく処理をします。

(1) 行方不明者・御遺体の捜索及び発見

行方不明者の捜索については、区、消防局、警察、自衛隊派遣部隊等の防災関係機関と連携し、遅滞なく行うものとし、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の御遺体の捜索については、原則として災害発生から10日以内に完了するものとします。

なお、災害現場において御遺体を発見若しくは取り扱った者は、直ちに所轄の警察署及び直近の警察官にその旨を通報する周知します。

(2) 御遺体の取扱い

区本部長は、災害発生後、速やかに遺体安置所を開設し、御遺体を収容します。

＜遺体安置所＞（区の遺体安置所には☆印）

名 称	所 在 地
川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見1-1-4
幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3
石川記念武道館	幸区下平間357
☆ とどろきアリーナ	中原区等々力1-3
高津スポーツセンター	高津区二子3-15-1
高津高校体育館	高津区久本3-11-1
宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵1-10-3
多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4-12-5
麻生スポーツセンター	麻生区上麻生3-6-1

御遺族が火葬・焼骨の収蔵を行うことが困難である場合又は御遺族のいない御遺体に対して、検視・検案等必要な処理が済み次第、早急に火葬を実施します。焼骨の収蔵は、火葬後特に必要な場合にのみ実施します。

＜火葬場所＞

名 称	所 在 地	炉基数	火葬能力
かわさき南部斎苑	川崎区夜光3-2-7	12基	72体/日
かわさき北部斎苑	高津区下作延6-18-1	16基	96体/日

＜焼骨収蔵場所＞

名 称	所 在 地
緑ヶ丘霊堂 (緑ヶ丘霊園内)	高津区上作延33

1 1 消防対策

消防署・消防団は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減します。

(1) 警防体制

大規模な災害が発生したとき、又は、発生が予想され、警防体制を強化する必要があると消防長が認めるときは、消防職員及び消防団員の動員等により消防力を増強し、速やかに災害に対する体制を確立します。

(2) 警防活動

消防署、消防団は、火災、その他の災害に対し、人命救助を最優先とした活動を実施しますが、風水害及び震災時は特に次に主眼を置き活動します。

ア 震災時（震度 5 強以上）

地震時における同時多発火災等の災害から市民の生命身体財産を守るため、消火活動と救助救急活動に全消防力を投入して被害の軽減を図ります。

特に消火活動は、早期発見消火を優先させるため、警防計画で事前に定められた地域に、地震発生と同時に消防隊を出動させます。

イ 風水害時

風水害においては、事前の災害危険地域の実態把握と迅速確実な情報収集が、災害時における活動の上で重要であるため、災害発生が予想される時点から、警防計画で事前に定められた警戒活動等を実施するとともに、災害発生時には人命救助を最優先として活動します。

1 2 警備活動

警察は、大規模災害発生時において警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な災害対策を実施することにより、被災地における治安の万全を期することとします。

1 3 ライフライン・鉄道

各公共事業施設において、防災対策を定め、ライフライン施設として速やかな応急措置を行い、施設機能の維持に努め、各サービスの供給を確保します。

(1) 電気（東京電力パワーグリッド株式会社）

震災時においても、中央給電指令所をはじめとする各地域の給電所が中心となって、

できるだけ停電を防ぐよう、また停電してもその範囲をさらに局限化し、かつ短時間で回復できるよう操作を行います。

(2) ガス（東京ガス株式会社）

被害情報等の収集に努め、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行います。また、ガスの製造・供給を停止した場合は、施設の点検、補修を行い、各設備の安全性を確認の後、ガスの製造、供給を再開します。

(3) 上下水道（川崎市上下水道局）

被害調査の結果、各機能が維持されている場合は、二次災害の発生のおそれのない範囲において、供給を行います。

(4) 電話（東日本電信電話株式会社）

災害によりネットワークに異常が発生した場合、ネットワーク全体への異常の波及を防止するため、各種措置によって重要通信の確保等を行うとともに、重要回線の復旧、非常・緊急通話の確保を優先します。

ア 特設公衆電話の設置

指定された広域避難場所等に特設公衆電話を設置します。それ以外であっても、要請または必要と認めた場所に設置します。

イ 災害用伝言ダイヤル「171」の開設

大規模災害の発生・災害等により電話が輻輳した時にNTT東日本の判断により提供します。提供開始や録音件数等、提供条件はNTT東日本で決定し、テレビ・ラジオ等で周知を図ります

(5) 鉄道

ア 東日本旅客鉄道株式会社（横浜支社）

地震災害に際し、すみやかに応急対策及び復旧対策の推進を図るため、災害の規模その他の状況に応じた災害対策本部の組織を構成します。

イ 東京急行電鉄株式会社

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当たるため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努めます。

1.4 災害ボランティア

大規模な災害が発生した場合に、全国各地から集結する多数の災害ボランティアの活動を支援する体制の整備を行います。

(1) ボランティアへの支援体制

災害時のボランティアは、自発的に被災者支援に関わる社会福祉活動を行う者で、避難所運営支援や物資の配送などを行う「一般ボランティア」と、医師、看護師、通訳などの専門的な資格、技能、知識を要する「専門ボランティア」に区別されます。

ア 一般ボランティア

- (ア) 市は、被災者のニーズなど、地域の情報提供を行うために、速やかに一般ボランティアを対象とした川崎市災害ボランティアセンターを川崎市総合福祉センター内に設置し、活動の支援を行います。また、必要に応じ、区に活動拠点となる区センターを設置します。

<区センター設置候補施設>

施設名	住 所
中原市民館	新丸子東3-1100-12
聴覚障害者情報文化センター	井田三舞町14-16
総合福祉センター	上小田中6-22-5
総合自治会館	小杉町3-600 コスギ サード アヴェニュー4階

- (イ) ボランティアセンターの運営は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会・区社会福祉協議会及び公益社団法人かわさき市民活動センターが、市本部からの応援要請に基づき行います。

イ 専門ボランティア

一定の知識や経験、資格等を有するボランティアを、被災地のニーズに応じ区本部において調整し、市職員と協力し、効果的な活動ができるよう支援を行います。

- (ア) 医療ボランティア
- (イ) 消防ボランティア
- (ウ) 応急危険度判定ボランティア
- (エ) 外国語通訳ボランティア
- (オ) 介護ボランティア
- (カ) 動物救援ボランティア
- (キ) その他専門ボランティア

(2) 連絡調整会議の開催

連携協力体制を密にするため、区本部とボランティアセンターの運営者による連絡調整会議を開催し、災害の状況等に応じた柔軟なボランティア活動の総合調整を実施します。

15 公共施設等

(1) 学校

学校長は、防災マニュアルに基づき、児童・生徒を避難させる等の活動を実施するとともに、被災状況を把握し、避難所として開設した場合は、避難者の受入に協力します。

(2) 市の管理施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導するとともに、施設の被災状況を速やかに把握し、市本部又は区本部に報告します。

(3) 大規模集客施設

施設管理者は、利用者を避難所等安全な場所に避難誘導します。

第4章 区民生活の安定

1 被災者への生活支援

区本部において生活相談窓口を開設し、区民への生活支援対策を実施します。また、生活援護資金の支給、各種融資、被災証明の発行及び家屋調査、市民税等の減免等の受付を実施します。

(1) 生活相談

- ア 被災した区民の生活の立直しを援護し、自力復興を支援するため、区民の一応の安全が確保されてから、問合せ、相談、要望等に対応するため臨時相談室を開設します。
- イ 臨時相談室では生活の早期回復のための相談、要望等に対応するとともに、相談等で得られた情報を市本部へ報告します。

(2) 生活援護資金

- ア 災害による死亡、疾病等、人的又は物的に被害を受けた区民に対し、その生活援護のため、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害遺児等福祉手当を支給します。
- イ 区内に居住する者又は区内で事業を営む者が、災害により被害を受けた場合に生活等の立直しを援護し、市民等の自力復興を促進して市民生活の早期安定を図るため、災害援護資金、生活福祉資金、災害復興住宅資金、災害対策資金、農林漁業災害関連融資を実施します。

(3) 罹災証明書の交付

国、県及び市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので被災世帯に対して、罹災証明書を交付します。

ア 交付手続

罹災証明書の交付申請が、被災者から提出された場合、被災に関わる調書（確認できないものについては、申請者の立証資料）等に基づき、区長が交付します。

イ 証明書交付者

罹災証明書は原則、区長が交付し、火災に関する被災については、消防署長が交付します。

ウ 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明します。

(ア) 住家、住家以外の建造の被害

全壊・全焼、流出、半壊・半焼、床上浸水、床下浸水

(イ) 人的被害

死亡、行方不明、負傷

(ウ) その他の物的被害

(4) 市税減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の定めるところにより、納期限の延長、徴収の猶予及び減免等の措置を被災の実態に応じて受けることができます。

また、市税以外（市国民健康保険、後期高齢者医療保健、市介護保険、国民年金保険料）についても、被災の実態に応じて減免等が受けられる場合があります。

2 被災者の住宅確保

市本部は、災害によって住宅を失い、又は破損等のため、居住することができなくなった被災者に対して、災害救助法に基づき、県が実施する救助の補助又は県から委任された事務として応急仮設住宅の建設を行います。

区本部は、応急仮設住宅の需要の把握及び維持管理、入居必要被災者の把握及び生活支援等を行います。

また、応急仮設住宅以外に市営住宅等の空家の提供、他都市の住宅提供の要請及び一括借り上げによる民間住宅の提供も行います。

第5章 東海地震に関連する対策計画

1 大規模地震対策について

本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」外ではあるが、同地域内において作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、東海地震対策を定めています。

2 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応措置

市は、気象庁が発表する情報(南海トラフ地震臨時情報)に応じて川崎市災害警戒体制、川崎市東海地震警戒本部及び川崎市本部を設置し、警戒体制に当たると同時に、区においても、区本部を設置し、警戒体制に当たります。

また、消防署においては、次の震災警戒体制を確立します。

(1) 震災警戒第1号体制（震災1号体制）

南海トラフ地震臨時情報発表時に発令し、通常時の警備体制で続報を逃さない情報収集体制を確保します。

(2) 震災警戒第2号体制（震災2号体制）

東海地震注意情報発表時、または区内で震度5強以上の地震を観測した場合に発令し、全職員により全消防力をもって対応する体制を確立します。

また、上記情報を覚知した全職員は、動員命令を待つことなく所属等に参集します。

3 警戒宣言時の対応措置

(1) 区がとるべき措置

ア 警戒宣言が発せられたときは、区本部を設置し、区民に正しい情報を提供するとともに、地震発生に備え必要な事前措置を図ります。

イ 警戒宣言時の事前避難（勧告・指示）は原則として行いませんが、区民が自発的に避難をしてきたときは、区長は避難所を開設し、避難者を受入れ、避難状況等の報告を市長に行います。

(2) 防災関係機関がとるべき措置

防災関係機関（電気、ガス、通信、鉄道等）は、区民及び施設利用者に対して、警戒宣言の内容、ライフライン及び交通機関に関する情報、生活関連情報等それぞれの機関の特色に応じた広報を行います。

(3) 区民がとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて、冷静に行動することは、混乱を防止し、発災後の被害を最小限に食い止めるため必要であることから、状況に応じた対処に

努めます。

ア 家庭にいたとき

- (ア) 子どもを幼稚園・学校等まで迎えに行きます。
- (イ) 火の元を点検し、消火器具等の確認をします。
- (ウ) 家具の転倒防止等、家の中の再点検を行います。
- (エ) 火やガスの使用を制限します。
- (オ) 不要なコンセント等は抜いておきます。
- (カ) 飲料水や生活用水を用意します。
- (キ) 非常持出品を再点検し、すぐに持ち出せるようにしておきます。
- (ク) 避難所や避難経路を確認し、隣近所で互いに連絡を取っておきます。

イ 学校にいたとき

教職員の指示に従い、落ち着いて行動します。

ウ 駅、デパートなどにいたとき

不特定多数の人がいる場所では、職員や店員などの誘導に従い、落ち着いて行動します。

エ 職場にいたとき

警戒宣言が発せられた時や地震が発生した時の対策が多く職場で決められているので、その計画により行動します。

オ 交通機関に乗っていたとき

乗務員や係員の指示に従い、落ち着いて行動します。

カ 自動車を運転していたとき

正確な情報を把握し、冷静な判断と行動をとります。

(4) 事業所等がとるべき措置

必要な地震防災応急対策の措置を講ずるとともに、極力平常どおり都市機能を確保することを基本とした対応を行います。

4 混乱防止対策

区本部は、東海地震注意情報・東海地震予知情報あるいは警戒宣言が発せられた場合、通信の輻輳や情報の不正確さによっておこる各種パニックの防止を図るため、市防災行政無線その他の広報可能な手段を活用し、冷静な行動、自動車や電話の使用自粛等、区民へ注意喚起するとともに、正確な情報の提供と流言飛語の防止を図ります。

また、通勤・通学者が集中する主要ターミナル駅である武蔵小杉駅及びその周辺における混乱を防止するため、市本部は、警察、消防、鉄道事業者等の防災関係機関と連携・協力し、鉄道等の運行状況についての情報収集に努めます。

区本部は、乗降客の集中状況及びバス・タクシーの運行状況の把握に努めるとともに、

防災関係機関と連携・協力を図り、鉄道運行情報等の提供、交通整理、避難誘導等、必要な措置を実施します。

5 事前対策の推進

区本部は、警戒宣言発令時にとるべき具体的措置について、職員に周知するとともに、区民等に対して東海地震に関する情報等の広報の徹底を図ります。

(資料)

資料 1 中原区自主防災組織一覧表

(令 2 年 7 月 1 日現在 1 0 8 団体)

	自主防災組織名		自主防災組織名
小 杉 地 区 (28)	小杉町 1 丁目町会	大 戸 地 区 (29)	宮内自治会
	小杉町 2 丁目町内会		神地町内会
	小杉町 3 丁目町会		上小田中橋場町内会
	小杉御殿町 1 丁目町内会		大ヶ谷戸上町会
	小杉御殿町 2 丁目町内会		大ヶ谷戸向町会
	小杉陣屋町 1 丁目町会		大ヶ谷戸常陸町会
	小杉陣屋町 2 丁目町内会		大ヶ谷戸小田中町会
	等々力町内会		大ヶ谷戸東町町内会
	小杉御殿団地自治会		上小田中町内会
	武蔵小杉ビューハイツ管理組合		上小田中新友会町内会
	今井上町町内会		上新城町内会
	今井仲町町会		新城町町内会
	今井南町自治会		下新城町内会
	今井西町町会		新城中央町内会
	市ノ坪上町会		下小田中 1 丁目町会
	市ノ坪仲町会		下小田中 2 丁目町会
	市ノ坪本町会		下小田中 3 丁目町会
	市ノ坪南町会		下小田中 4 丁目町会
	市ノ坪自治会		下小田中 5 丁目町会
	市ノ坪住宅管理組合		下小田中 6 丁目町会
	セントスクエア武蔵小杉		アトラスアリーナ武蔵新城ホーフハウス
	武蔵小杉ニューライフ		グランアルト武蔵新城
	ガーデンティアラ武蔵小杉		ザ・クレストシティ管理組合
	パークスクエア武蔵小杉		シャルマン武蔵中原管理組合
	ダイアパレス武蔵小杉		パークサイド武蔵小杉管理組合
	エクラストワー武蔵小杉		武蔵小杉マンション管理組合
	シティタワー武蔵小杉全体管理組合		ローズハイツ武蔵小杉管理組合
	プラウドタワー武蔵小杉自主防災組織		武蔵小杉ハウス管理組合
			ライオンズマンション武蔵中原第 3 管理組合

	自主防災組織名		自主防災組織名
住吉地区 (16)	木月1丁目町会	玉川地区 (19)	ザ・コスギタワー管理組合
	木月2丁目町会		ライオンズガーデン平間四季の杜管理組合
	木月3丁目町会		ザ・クラッシィタワー管理組合
	木月4丁目共和会		県営上平間ハイム自主防災組織団
	木月住吉町会		リエトコート武蔵小杉イーストタワー管理組合
	木月伊勢町町内会		ナイスシティアリーナ武蔵小杉エアリーコート
	木月住吉団地自治会		
	荻宿町会		
	西加瀬町内会		
	西加瀬住宅自治会		
	井田協友会		
	井田共和会第1町会		
	井田共和会第2町会	丸子地区 (16)	新丸子町内会
	井田共和会第3町会		新丸子東町会
	井田共和会第4町会		新丸子東2・3丁目親和会
	さくらが丘アイザック日吉		丸子通1丁目町会
			丸子通2丁目町会
			上丸子八幡町町内会
			上丸子天神町町内会
玉川地区 (19)	中丸子東町会		上丸子山王町1丁目町会
	中丸子南町町内会		上丸子山王町2丁目町会
	中丸子親交会		上丸子住宅自治会
	中丸子中町内会		レジデンス・ザ・武蔵小杉理事会
	中丸子西町会		パークシティ武蔵小杉ステーションフォレストタワー管理組合
	中丸子共明会		パークシティ武蔵小杉コンドスカイトワー全体管理組合
	中丸子橘町会		パークスクエア多摩川グリーンレジデンス管理組合
	下沼部町内会		シティハウス多摩川テラス
	上平間第1町内会		パークシティ武蔵小杉ザグランドウイングタワー
	上平間第2町会		
	上平間第3町会		
	上平間伊勢浦町会		
	上平間住宅管理組合		

資料2 中原区避難所指定一覧表

(令和2年7月1日現在29箇所)

番号	学 校 名	住 所	対 象 町 丁
1	今井中学校	今井仲町7-1	今井仲町、今井南町
2	今井小学校	今井西町3-18	今井上町、今井西町
3	住吉小学校	木月祇園町17-1	木月1丁目、木月3丁目、木月大町、木月祇園町、木月伊勢町
4	西中原中学校	下小田中2-17-1	上小田中5丁目の一部、上小田中6丁目の一部、下小田中2丁目
5	大谷戸小学校	上小田中1-27-1	上小田中1丁目、上小田中2丁目の一部、上小田中3丁目の一部
6	大戸小学校	下小田中1-4-1	上小田中5丁目の一部、下小田中1丁目、下小田中4丁目
7	新城小学校	下新城1-15-1	上小田中5丁目の一部、上新城1・2丁目、下新城1～3丁目、新城、新城1～5丁目、新城中町
8	市立龔学校	上小田中3-10-5	上小田中2丁目の一部、上小田中3丁目の一部、上小田中5丁目の一部
9	宮内中学校	宮内4-13-1	上小田中4丁目、上小田中5丁目の一部、上小田中6丁目の一部、等々力
10	宮内小学校	宮内2-4-1	宮内1～4丁目
11	中原小学校	小杉御殿町1-950	上小田中7丁目、小杉御殿町1・2丁目
12	住吉中学校	木月住吉町27-1	市ノ坪の一部、木月2丁目、木月住吉町
13	木月小学校	木月4-53-1	木月4丁目
14	荳宿小学校	荳宿25-1	大倉町、荳宿、西加瀬
15	東住吉小学校	木月住吉町1-11	市ノ坪の一部、中丸子の一部
16	井田中学校	井田杉山町11-1	井田杉山町、井田三舞町
17	下小田中学校	下小田中3-35-1	下小田中3丁目、下小田中5・6丁目
18	井田小学校	井田中ノ町29-1	井田1～3丁目、井田中ノ町
19	玉川中学校	中丸子562	市ノ坪の一部、中丸子の一部
20	市立橘高校	中丸子562	中丸子の一部、下沼部の一部
21	玉川小学校	北谷町32	上平間の一部、北谷町、中丸子の一部
22	下沼部小学校	下沼部1955	下沼部の一部、上丸子
23	平間中学校	上平間1368	上平間の一部
24	下河原小学校	上平間585	(幸区)古市場2丁目
25	平間小学校	上平間1480	上平間の一部、田尻町、(幸区)鹿島田の一部、(幸区)下平間の一部
26	中原中学校	小杉陣屋町1-24-1	上丸子天神町、小杉陣屋町1丁目、新丸子町、丸子通2丁目
27	上丸子小学校	上丸子八幡町815	上丸子山王町1・2丁目、上丸子八幡町、新丸子東1～3丁目、丸子通1丁目
28	西丸子小学校	小杉陣屋町2-19-1	小杉陣屋町2丁目、小杉町1丁目
29	小杉小学校	小杉町2-295-1	小杉町2・3丁目

資料３ 風水害時避難所補完施設一覧表〔中原区〕

① 公立学校施設 (3)

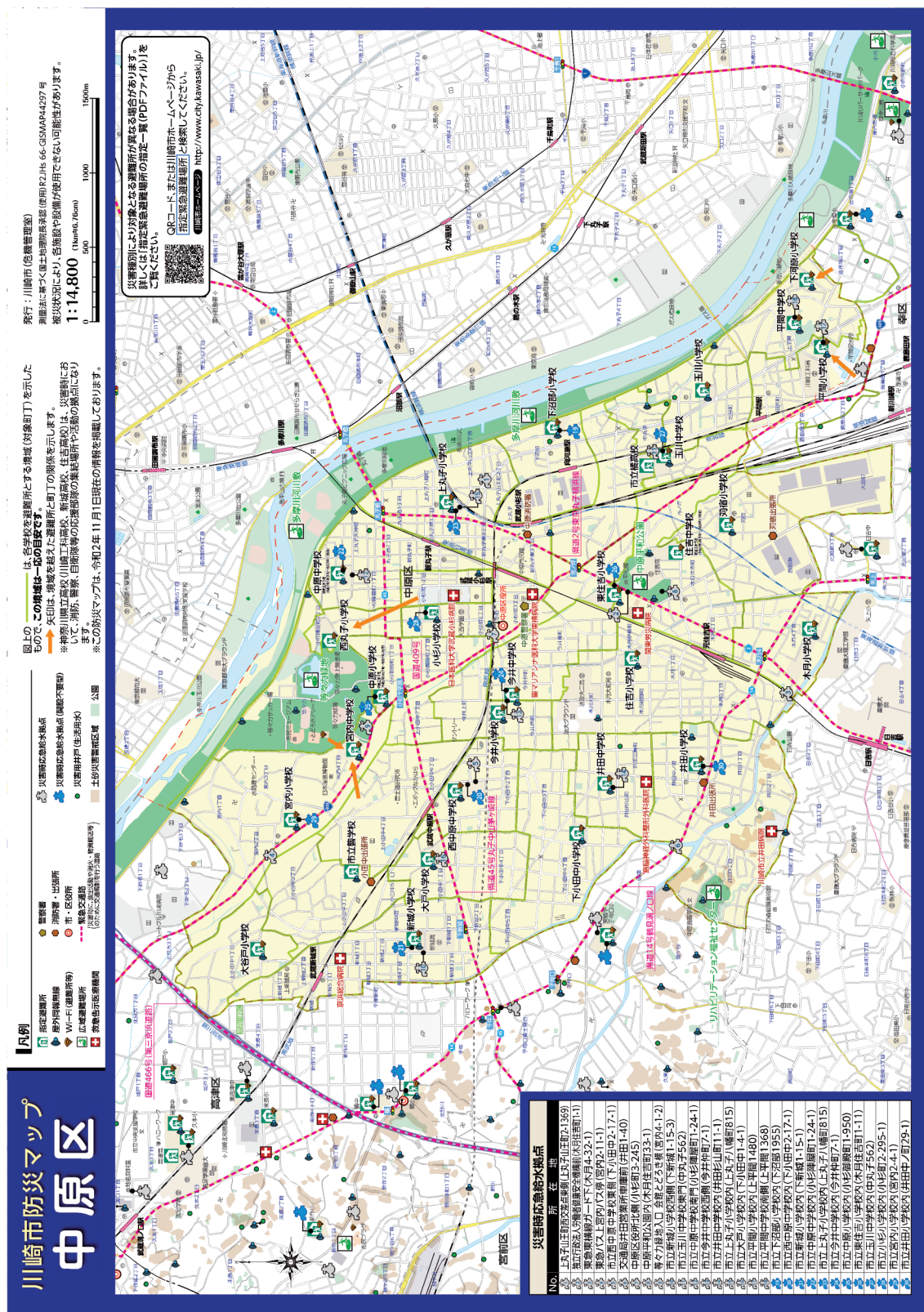
施設名	所在地	電話番号
県立川崎工科高校	上平間 1 7 0 0 - 7	511-0114
県立新城高校	下新城 1 - 1 4 - 1	766-7457
県立住吉高校	木月住吉町 3 4 - 1	433-8555

② 公共施設等 (25)

施設名	所在地	電話番号
リハビリテーション福祉センター体育館	井田 3 - 1 6 - 1	754-4565
中原老人福祉センター	井田 3 - 1 6 - 2	777-6000
井田老人いこいの家	井田三舞町 1 4 - 1 6	798-8806
井田こども文化センター	井田杉山町 1 6 - 3 8	752-1260
下小田中保育園	下小田中 4 - 4 - 1 7	788-5890
新城こども文化センター	下新城 1 - 2 - 4	788-8055
新城老人いこいの家	下新城 1 - 2 - 4	754-0283
西宮内保育園	宮内 1 - 2 4 - 7	755-6266
宮内こども文化センター	宮内 3 - 4 - 3	752-6055
玉川こども文化センター	市ノ坪 4 6 4 - 2	433-8546
中原保育園	小杉陣屋町 2 - 3 - 1	733-3835
大戸こども文化センター	上小田中 2 - 2 4 - 1	777-6580
川崎市総合福祉センター(球ヶ崎なかはら)	上小田中 6 - 2 2 - 5	722-0185
ごうじ老人いこいの家	上小田中 7 - 6 - 1 8	733-3608
平間こども文化センター	上平間 1 3 2 3	522-8077
平間保育園	上平間 3 6 6	533-0116
平間乳児保育園	上平間 3 6 6	533-0117
新丸子こども文化センター	新丸子町 6 9 1 - 7	711-0368
中原市民館	新丸子東 3 - 1 1 0 0 - 1 2	433-7773
西加瀬老人いこいの家	西加瀬 1 0 - 5	434-6418
西加瀬こども文化センター	西加瀬 1 0 - 5	434-6408
中丸子保育園	中丸子 1 1 5 5	411-5559
中丸子老人いこいの家	中丸子 3 7 8 - 4	433-3866
等々力老人いこいの家	等々力 1 - 1	733-3618
住吉こども文化センター	木月祇園町 1 7 - 6	411-1749

③ その他施設 (38)

施 設 名	所 在 地	備 考
井田協友会館	井田三舞町 1 7 - 5 4	
井田共和会館	井田中ノ町 1 3 - 2 4	
下沼部町内会館	下沼部 1 7 4 5	
荻宿町会館	荻宿 1 9 - 1 7	
通 1 丁目会館	丸子通 1 - 4 6 1 - 4 5	
丸子地区連合町内会会館	丸子通 2 - 6 6 7 - 2	
宮内公民館	宮内 3 - 9 - 5	
上小田中橋場町内会館	今井上町 1 0 - 2	
今井連合会館	今井仲町 1 0 - 2 3	
小杉二丁目町内会館	小杉町 3 - 2 3 9	
小杉御殿町 1 丁目町内会館	小杉御殿町 1 - 9 1 2	
小杉御殿町 2 丁目町内会館	小杉御殿町 2 - 9 1	
陣屋町 1 丁目会館	小杉陣屋町 1 - 1 4 - 1 1	
小杉町一丁目会館	小杉町 1 - 5 4 2	
小杉 3 丁目町会館	小杉町 3 - 2 3 9	
上丸子住宅自治会館	上丸子山王町 1 - 1 4 1 3 - 1	
山王会館	上丸子山王町 1 - 1 5 5 5	
山二会館	上丸子山王町 2 - 1 3 4 1 - 2	
天神町会館	上丸子天神町 3 0 1	
八幡町会館	上丸子八幡町 8 0 5	
けいわ会上小田中保育園	上小田中 1 - 2 8 - 2 5	
大ヶ谷戸会館	上小田中 2 - 4 1 - 1 6	
大ヶ谷戸小田中町会館	上小田中 3 - 3 - 2 0	
神地保育園	上小田中 6 - 3 4 - 3 6	
今井西町会館	上小田中 6 - 5 - 5	
神明会館	上小田中 6 - 4 3 - 1	
新城中央会館	上新城 2 - 1 - 3	
上新城町内会館	上新城 2 - 6 - 2 3	
新城中町町内会館	新城中町 1 1 - 2 6	
西加瀬町内会館	西加瀬 9 - 4 3	
中丸子市営住宅集会所	中丸子 1 1 5 5	
上平間第 1 町内会会館	北谷町 3 8 - 2	
上平間第 2 町会会館	上平間 4 2 4	
上平間第三町会会館	上平間 1 7 0 0 - 2 1	
木月 3 丁目会館	木月 3 - 3 3 - 2 5	
大楽幼稚園	木月 4 - 2 2 - 3 2	
木月伊勢町町内会館	木月伊勢町 8 - 3 5 メゾン小林 1 0 1	
木月住吉町会館	木月住吉町 2 2 - 1 0 元住吉マンション 1 1 1	





中原区地域防災計画

(令和2年7月改訂)

編集・発行 中原区役所危機管理担当

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3丁目245番地

電話 044-744-3141